

第3期

吉富町子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月

吉 富 町

ごあいさつ

吉富町では、すべてのこどもたちが健やかに育ってくれることを強く願い、結婚、妊娠から出産、子育て期に至るまで、皆さまが安心して子育てができる環境を整備していくことを最優先に考え、こども家庭庁の掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向け、近隣にさきがけ令和５年８月に「こどもまんなか応援サポーター」を宣言いたしました。

これからの未来を担うこどもたちが幸せに、そして健やかに育つためにはどうしたら良いかを考えるなかで、地域との交流やつながりを深く持ち、町全体が「ひとつの家族」であるかのような、あたたかなまなざしでこどもたちを育み、見守るために、このたび「第３期吉富町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

温かく小さな町だからこそその強みを活かした“オールよしとみ”での子育てに全力で取り組み、本計画の基本理念である「こどもまんなか 子育て全力応援の町」を目標に、子育てに喜びと楽しみを感じ、「吉富町に生まれてよかった」と思える町、そして「吉富町で子育てしてよかった」と実感できる環境づくりを進めてまいります。町も人も元気に、そしてこどもたちが生きいきとそれぞれの夢に向かって歩きだせるよう、一層の子育て支援の充実に全力で努めてまいります。

大好きなこの町を愛し、そしてみんなの宝物であるこどもたちの成長をこれからもずっと見守り続けたいと思う一人として、この計画を力強く邁進してまいる決意です。「町民の幸せが一番」のまちづくりのため、共に力を合わせ、こどもたちのために住みやすく安心して笑顔で暮らしていける町にしていきたいと思います。

皆さまの一層のご支援とご協力を、心よりお願い申し上げます。

吉 富 町
町 長 花 畑 明



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	3
2 子ども・子育て支援等に関する状況	4
3 計画の性格と位置づけ	6
4 計画の期間	7
5 計画策定体制	7
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く現状	9
1 こども、家庭の統計データの動向	11
2 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況・評価	18
3 課題の整理	29
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念	33
2 計画の目標	33
3 計画の体系	34
第4章 次世代育成支援施策の展開	37
基本目標1 妊娠、出産、子育て期まで、こどもの成長を切れ目なく支えます	39
基本目標2 こどもが幸せと感じられる支援を行います	47
基本目標3 子育て家庭を地域全体で支えます	54
第5章 子ども・子育て支援事業の推進	59
1 教育・保育提供区域の設定	61
2 教育・保育事業の量の見込み、確保方策	61
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	64
第6章 計画の推進にあたって	77
1 計画の推進体制	79
2 計画の進捗管理・評価	79
資 料 編	81
1 吉富町子ども・子育て会議条例	83
2 吉富町子ども・子育て会議委員名簿	84
3 各種子育て相談窓口	85

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、晩婚化や出産年齢の上昇等により、少子高齢化が急速に進行しています。このため、平成15年に、「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を定め、少子化対策と次代を担うこどもと子育て家庭を社会全体で支える取組を進めてきました。

平成24年には「子ども・子育て3法」が制定され、幼児期の学校教育・保育の一体的提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進することとし、市町村における子ども・子育て支援事業計画の策定を行うこととしました。

本町では、平成17年度に「吉富町次世代育成支援対策行動計画」、平成27年度に「吉富町子ども・子育て支援事業計画」を策定して取組を進め、令和2年3月には「第2期吉富町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、この計画の中で「家族を育む全力子育て応援のまち」を基本理念として、18歳までの子ども医療費助成、産後ケア事業、給食費助成、こども食堂（居場所）開設などの様々な施策を展開してきました。

一方で、国は、令和5年4月1日にこども基本法を施行し、「こども家庭庁」の創設など、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組をスタートしています。

本町では、こども家庭庁の掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、その実現を目指すために、令和5年8月に「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、オールよしみで子育て応援の取組を進めています。

以上の経緯を踏まえ、「第2期計画」が令和6年度末をもって計画の最終年度を迎えることから、これまでの本町の取組や国の動向を踏まえ「第3期吉富町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 子ども・子育て支援等に関する状況

(1) 子ども・子育て支援に関する国の動向

第2期計画の策定以後、下表のように子ども・子育て支援に関して制度改正等が行われています。

【子ども・子育て支援に関する国の動向】

時 期	概 要
令和5年4月	「こども基本法」が施行
令和5年12月	こども基本法第9条に基づく「こども大綱」が閣議決定
令和6年4月	子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正 1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加 2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加 3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
令和6年5月	「こどもまんなか実行計画」の決定
令和6年10月	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律 1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 3. 共働き・共育での推進
令和7年4月	子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正 1. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加 2. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加 3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加 4. 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加 5. 産後ケアに関する事業の追加

(2) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部が改正されました。

■子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年改正）

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 ① 児童手当について、抜本的拡充を行う。（令和6年10月1日施行） 1）支給期間を中学生までから高校生年代までとする 2）支給要件のうち所得制限を撤廃する 3）第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする ② 妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。（令和7年4月1日施行）
2. 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 ① 妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。（令和7年4月1日施行） ② 保育所等に通っていない満3歳未満のこどもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。（令和8年4月1日施行） ③ 産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置づけ、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。（令和7年4月1日施行） ④ 児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。 ⑤ ヤングケアラーを国・地方公共団体等によるこども・若者支援の対象として明記。
3. 共働き・共育での推進 ① 両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。（令和7年4月1日施行） ② 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。（令和6年10月1日施行）

(3) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

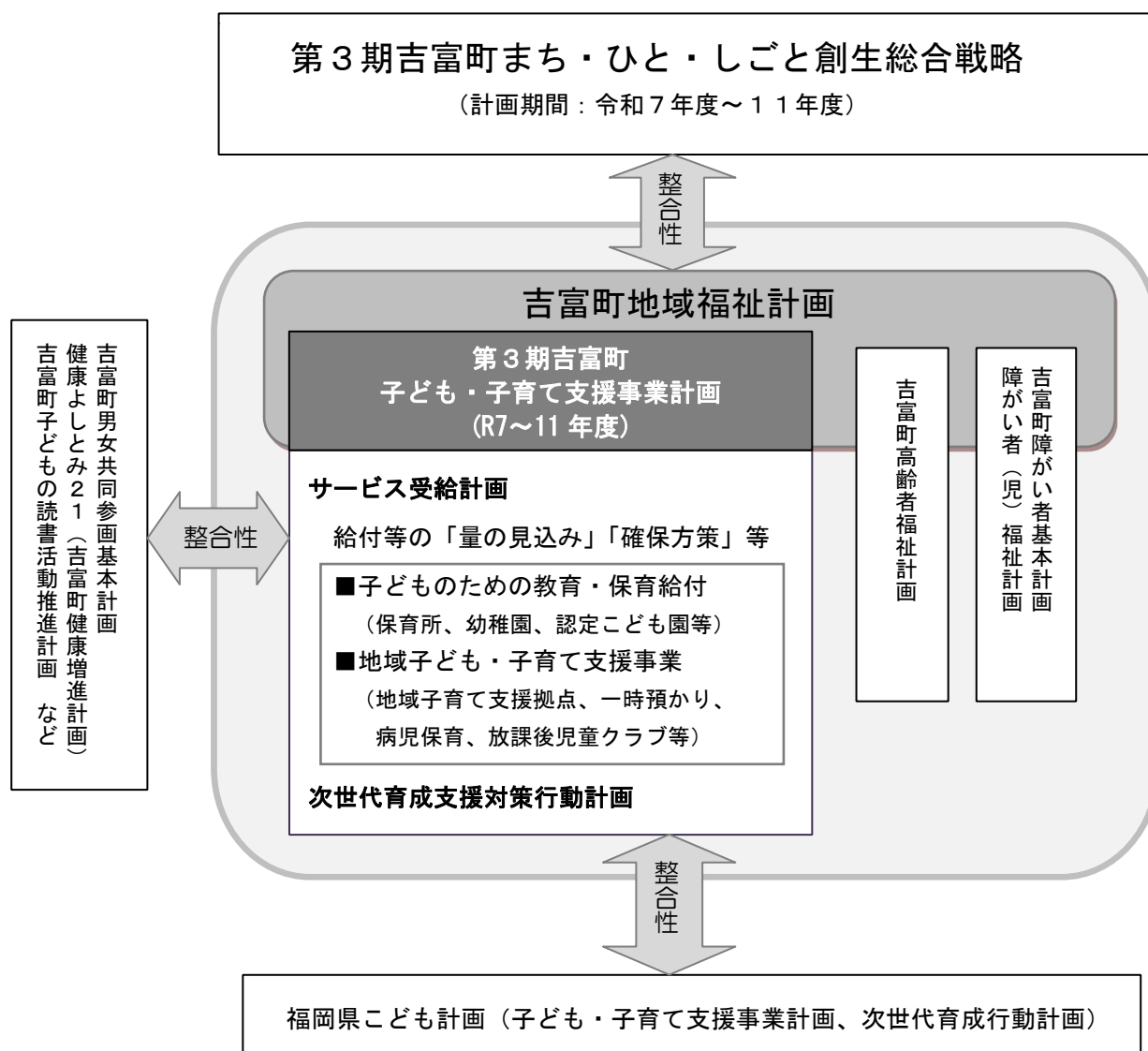
■子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正（令和6年4月1日施行）

●子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業に位置づけ、目標事業量を設定 ●子育て短期支援事業の目標事業量の設定基準を事業の利用実績から利用者の利用希望へ変更 ●こども家庭センター及び地域子育て相談機関の設置、これら機関の連携

3 計画の性格と位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）の規定に基づき策定した「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町における今後5年間の幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのサービス需給計画です。
- 本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、全てのこどもと家庭、地域、企業などを対象として、今後、吉富町で推進していく次世代育成支援施策についても総合的に定めるものです。
- 本計画は、町の上位計画である「第3期吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、県の「福岡県こども計画（令和6年度策定）」に含まれる「子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援行動計画」と整合を図るとともに、保健・医療・福祉・教育分野等の町の各種関連計画との整合性を図ります。

■計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて中間年度（令和9年度）に計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

■計画期間

R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
第2期吉富町子ども・子育て支援事業計画					第3期吉富町子ども・子育て支援事業計画				
							見直し		

5 計画策定体制

■吉富町子ども・子育て会議の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、吉富町子ども・子育て会議において、審議を行いました。

本会議は、次世代育成支援対策推進法第21条（次世代育成支援対策地域協議会）の規定に基づき設置した吉富町次世代育成支援対策推進委員会が発展的に移行した組織構成となっており、次世代育成支援対策行動計画の評価も含め、審議を行いました。



第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く現状

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く現状

1 こども、家庭の統計データの動向

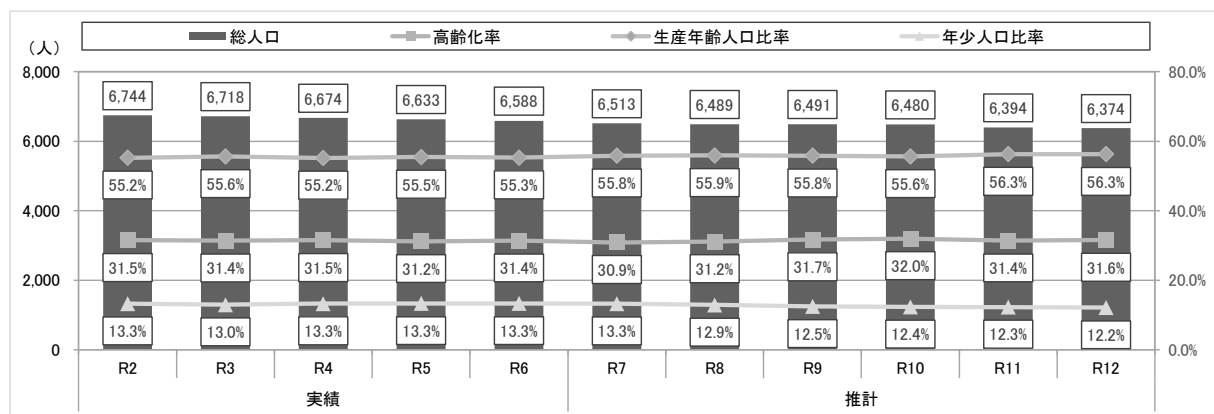
(1) 人口の推移

① 実績と将来推計

第2期計画で、令和6年度には6,576人になると見込まれていた本町の総人口は令和6年度に6,588人となり、ほぼ推計通りの人口で推移しています。今後も緩やかな減少が見込まれており、令和12年度では6,374人まで減少する見込みとなります。

年齢3区分別を比率でみると、どの年代もほぼ横ばいですが生産年齢人口（15～64歳）と老年人口（65歳以上）は微増に対して、年少人口（0～14歳）は減少しており、少子化の進行が見込まれます。人数では令和6～12年度の6年間で生産年齢人口と老年人口が約50人の減少に対して年少人口は約100人の減少となります。

【人口の推移（実績と将来推計）】



（単位：人）

	実績					推計						増減 R12-R6
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
0～14歳	895	873	888	884	878	865	838	811	801	787	775	▲ 103
15～64歳	3,725	3,737	3,683	3,679	3,641	3,636	3,629	3,623	3,605	3,600	3,587	▲ 54
65歳以上	2,124	2,108	2,103	2,070	2,069	2,012	2,022	2,057	2,074	2,007	2,012	▲ 57
総人口	6,744	6,718	6,674	6,633	6,588	6,513	6,489	6,491	6,480	6,394	6,374	▲ 214
年少人口比率	13.3%	13.0%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	12.9%	12.5%	12.4%	12.3%	12.2%	▲ 1.2%
生産年齢人口比率	55.2%	55.6%	55.2%	55.5%	55.3%	55.8%	55.9%	55.8%	55.6%	56.3%	56.3%	1.0%
高齢化率	31.5%	31.4%	31.5%	31.2%	31.4%	30.9%	31.2%	31.7%	32.0%	31.4%	31.6%	0.2%

資料／令和2～6年度：住民基本台帳（4月1日）、令和7～12年度：コーホート変化率法による推計値

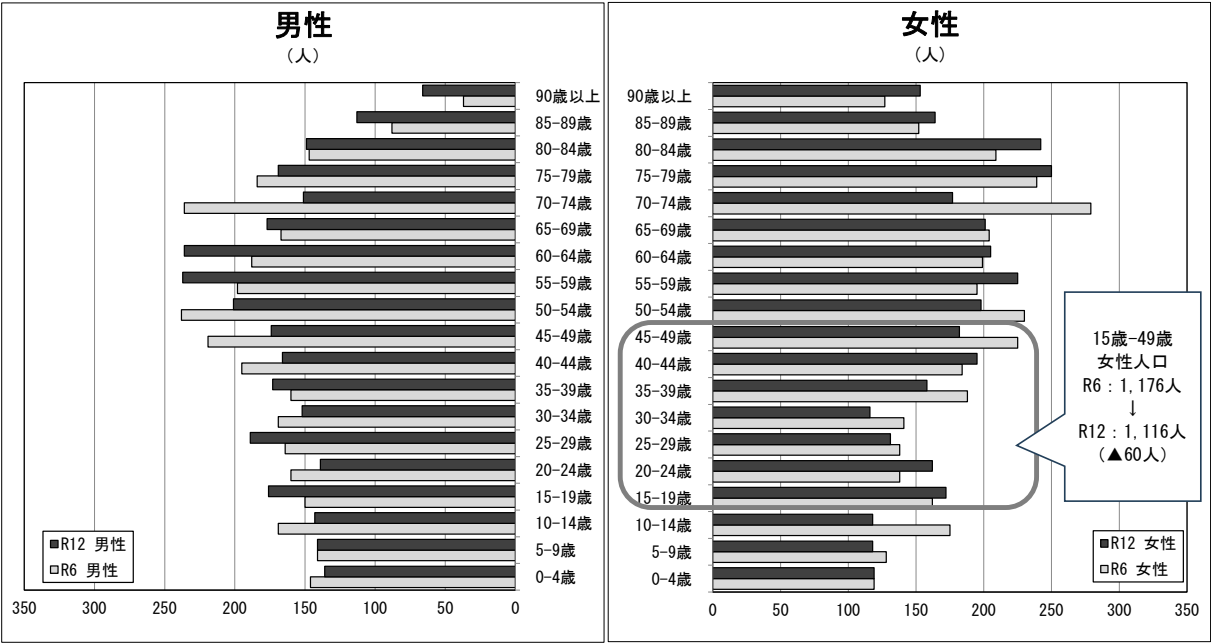
※「コーホート変化率法」

「コーホート」は、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことを指し、「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

② 人口ピラミッド

令和6年度（実績）・令和12年度（推計）の性別・5歳階級別人口による人口ピラミッドは下図となり、合計特殊出生率の算定対象である15～49歳の女性人口はこの間に60人減少することが見込まれています。今後の出生数の減少に女性人口の減少が影響すると考えられます。

【人口ピラミッド】

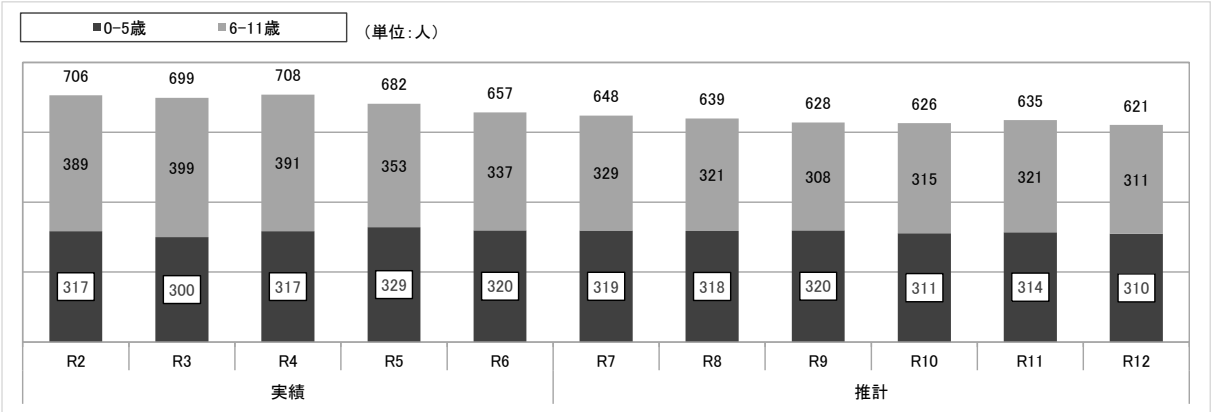


資料／令和6年度：住民基本台帳（4月1日現在）、令和12年度：コーホート変化率法による推計値

③ こども（0～11歳）の推計人口

児童人口の推移も、総人口や15～49歳女性人口の減少が予測されることで就学前児童（0～5歳）は、令和6年度の320人から令和12年度で310人へ10人の減少、小学生（6～11歳）は、令和6年度の337人から令和12年度で311人へ26人の減少と緩やかに減少することが見込まれています。

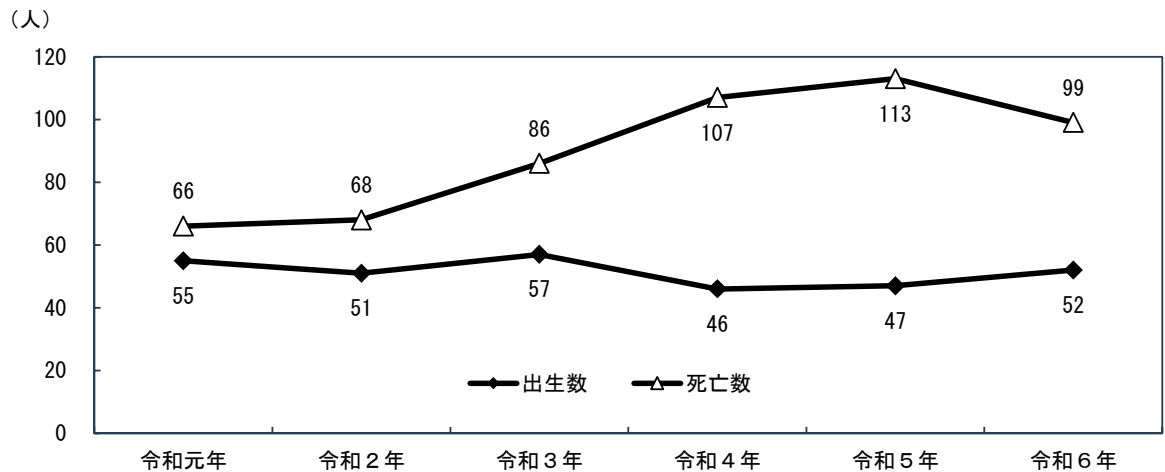
【こども（0～11歳）の推計人口】



④ 自然動態（出生数と死亡数の推移）

出生数と死亡数の推移をみると、出生数は年によって変動していますが50人前後で推移しており、直近の令和6年では増加しています。また、死亡数は年々増加してきましたが令和6年で減少し、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。令和6年では出生数52人、死亡数99人となり、47人の自然減となっています。

【出生数と死亡数の推移】

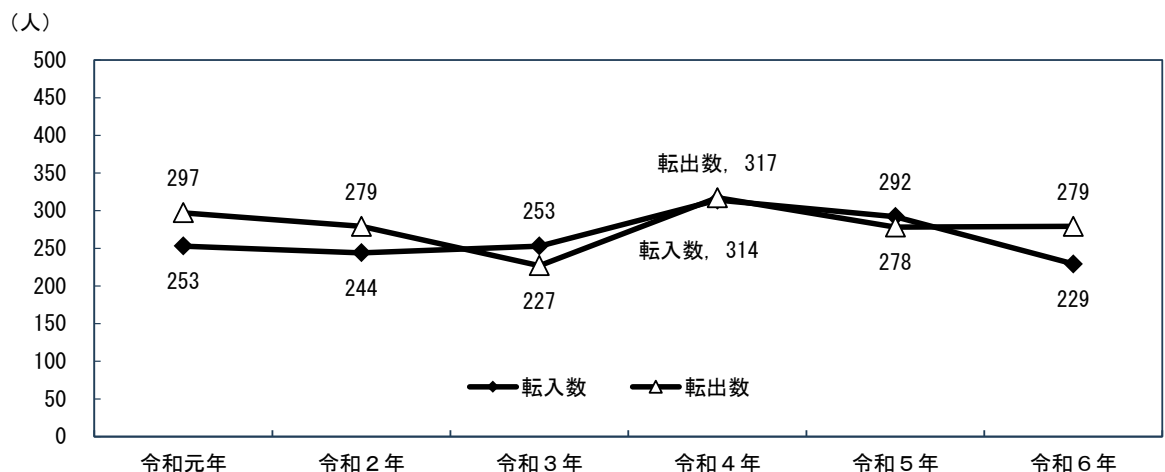


資料／人口動態統計※令和6年は「年報資料」より

⑤ 社会動態（転入数と転出数の推移）

近年の転入数と転出数の推移をみると、令和2年までは転出数が転入数を上回る社会減の状況でしたが、令和3年では転入数が転出数を上回る社会増の状態になりました。令和4年はほぼ同数で、令和5年には14人の社会増となりましたが、令和6年は転入数229人、転出数279人で50人の社会減となっています。

【転入数と転出数の推移】

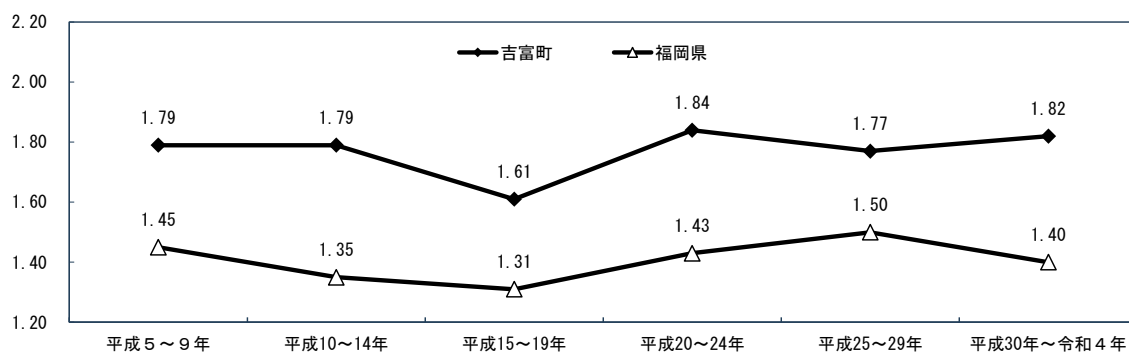


資料／住民基本台帳人口移動報告 年報 ※令和6年は「年報資料」より

⑥ 合計特殊出生率（ベイズ推定値※）の推移

本町の合計特殊出生率は、平成5年から令和4年にかけて県より高い値で推移しています。しかし、人口維持に必要とされている2.08以上の値でみると、直近の平成30～令和4年は1.82で0.26ポイント低く、少子化の状況が続いています。

【合計特殊出生率の推移（県との比較）】



資料／人口動態統計特殊報告 人口動態保健所・市区町村別統計

※ベイズ推定値

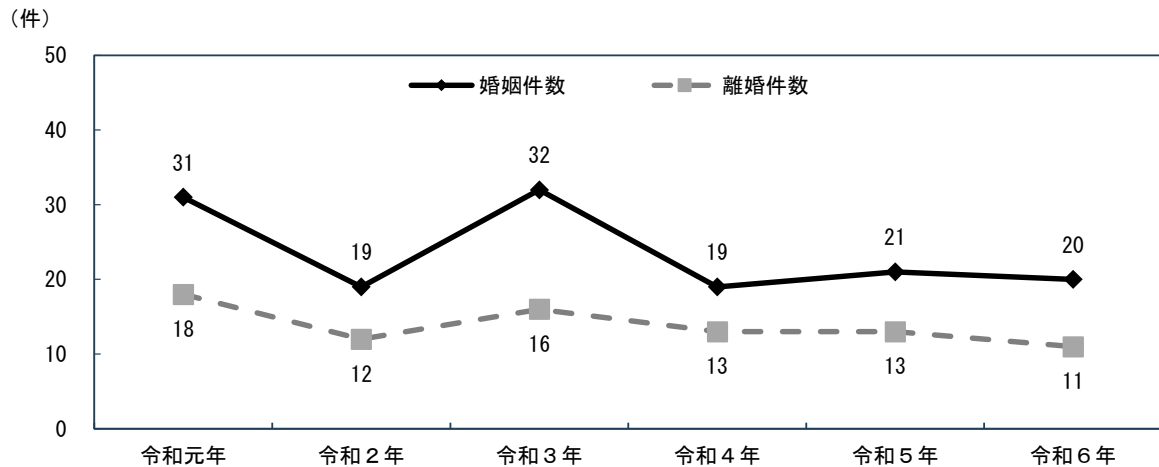
本町では、当該地域内の出生データが少なく、年によるばらつきが多くなるため、ここでの数字はベイズ推定値を使っています。ベイズ推定では、本町を含むより広い地域の出生状況を情報として活用し、これと本町固有の出生数等の観測データとを統合化して合計特殊出生率を推定しています。

(2) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、年度による差が大きく令和元年と令和3年では約30件でしたが、令和4年以降約20件で推移しています。

離婚件数は年によるばらつきはありますが、令和4年以降10件程度で推移しています。

【婚姻・離婚件数の推移】

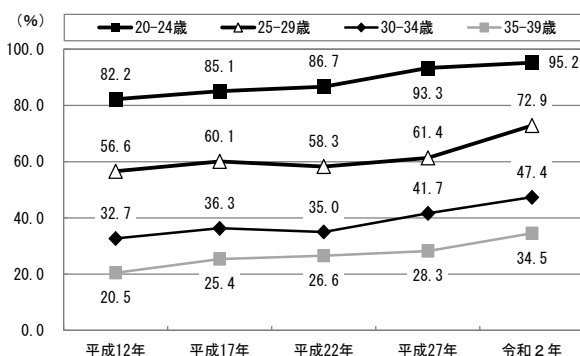


資料／人口動態統計

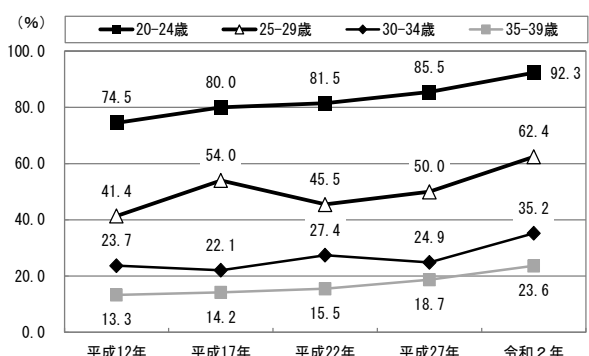
(3) 未婚率の推移

男女の未婚率の推移を見ると、直近の令和2年度の調査結果が20～39歳の5歳階層別すべての年代で上昇傾向にあり、さらに過去5回の国勢調査結果の中で令和2年度が最大の値になっています。このことから晩婚化・未婚化の傾向がさらに進んでいる状況がうかがえます。

【男性の未婚率の推移】



【女性の未婚率の推移】



資料／国勢調査

(4) 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、平成27年度で下がっていた総世帯数が令和2年度では増加していますが、1世帯当たりの人数は減少傾向が続いています。

母子世帯数は減少傾向から令和2年度では70世帯に増加しています。父子家庭は横ばいの傾向が続いています。

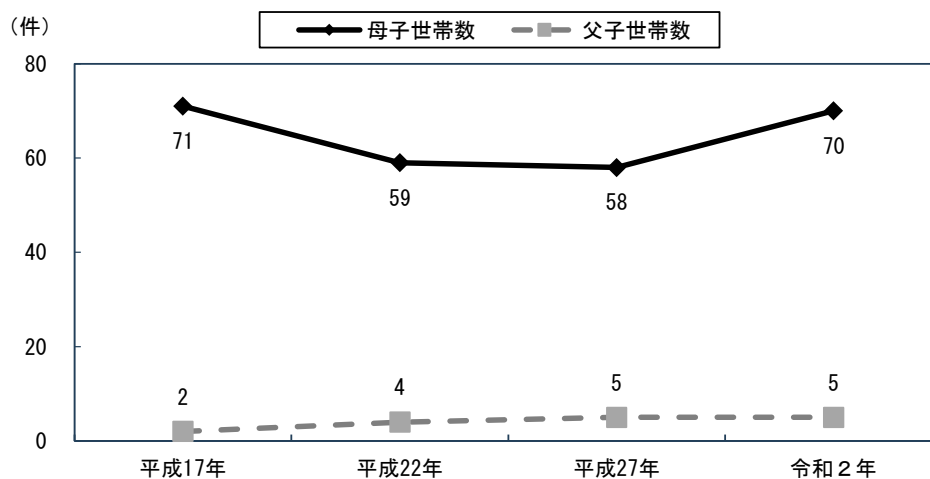
母子世帯数の増加や前出の未婚率の増加による単身(単独)世帯の増加などにより、小世帯化が進んでいると考えられます。

【世帯数の推移】

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	2,617	2,638	2,582	2,658
母子世帯数	71	59	58	70
父子世帯数	2	4	5	5
1世帯あたりの人数(人)	2.66	2.54	2.51	2.39

資料／国勢調査

【母子世帯数・父子世帯数の推移】



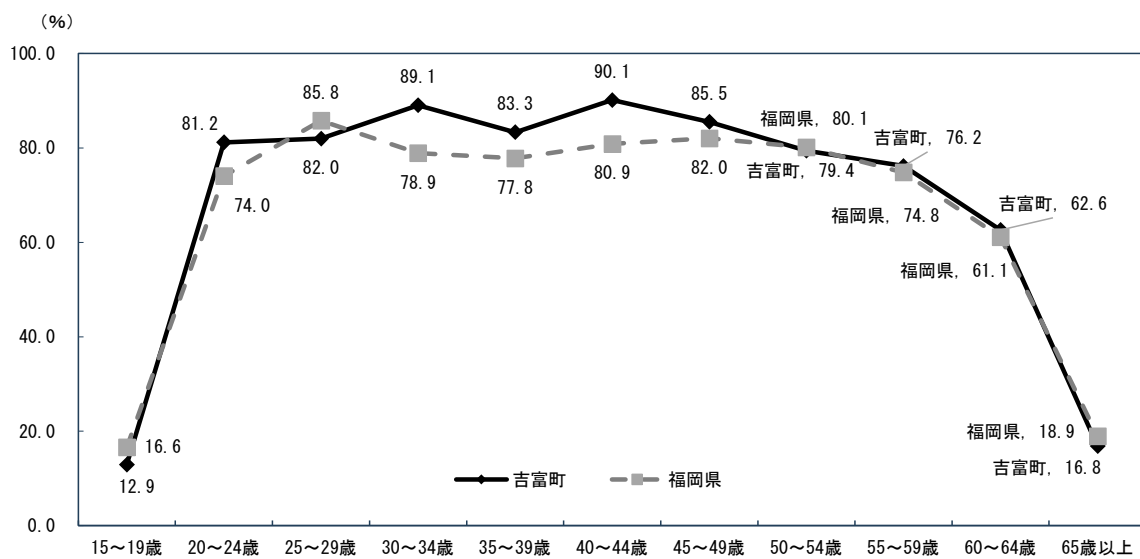
資料／国勢調査

（５）女性の年齢階層別労働力率

女性の労働力率を年齢階層別に見ると、本町では「35～39 歳」において労働力率が低下しているいわゆる「M字カーブ」と見られる推移がありますが、それでも労働力率は 83.3%と 8 割以上という高い値になっており、福岡県の労働力率と比較して高い割合で推移しています。

しかし、労働力率の低下がみられる年齢が「35～39 歳」となっており、晩婚化や高齢の出産という状況だけでなく、育児状況の変化により仕事を続けることが難しくなっている状況も考えられ、子育てしながら働きたい女性が仕事を継続できる社会制度や環境づくりが必要です。

【女性の年齢階層別労働力率（県との比較）】



資料／令和2年国勢調査

2 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況・評価

第2期計画では、6つの基本目標を定め施策に取り組んできました。取組内容について、担当課の評価に基づき全体の評価を行いました。

(1) 評価基準

1) 取組の評価基準

取組の評価基準を次のように設定します。

また、取組の担当課が複数課に分かれる等で評価が複数となる場合は、その平均を取組の評価とします。

【取組の評価基準】

計画通り進めた	→	3点
概ね計画通り進めた	→	2点
ほとんど進んでいない	→	1点
全く進んでいない	→	0点

2) 基本目標の評価基準

基本目標の総合評価の評価基準を次のように設定します。

【総合評価の評価基準】

A（平均2点以上）	:	十分取り組むことができた
B（平均1.5～2点未満）	:	ある程度取り組むことができた
C（平均1～1.5点未満）	:	あまり取り組むことができなかった
D（平均1点未満）	:	取組が進まなかった

(2) 評価検証結果

基本目標1 地域における子育て支援

① 評価結果

総合評価は、「十分取り組むことができた」と評価されます。

施策の柱	施策項目	取組 評価	平均		評価
(1) 子育て支援サービスの充実	① 赤ちゃん広場の開設	3	2.9	2.97	A
	② 各種子育て相談の連携・強化	2.6			
	③ 情報提供の充実	3			
	④ 地域に開かれた保育所づくり	3			
(2) こどもの健全育成	① 児童遊園・公園の整備	3	3.0		
	② 子ども会活動の推進	3			
(3) 地域における人材育成	① 子育て支援の担い手となる人材の養成	3	3.0		

② 評価からの課題

評価から施策の課題は次のように言えます。

(1) 子育て支援サービスの充実

赤ちゃん広場において、イベントを開催し、広く相談の受付、必要な支援・援助を進めています。内容によって参加者が減少する場合があります子育て世代が他の世代と交流できる場所の整備や、広報啓発や内容の充実化が必要です。

また、こども家庭センターにおいて相談に応じていますが、継続支援が必要な対象者が増加しているため、関係部署との連携等の対応が必要です。

必要に応じて実施していた「家庭・教育相談定例協議会」は、要保護児童対策地域協議会等で必要な情報は共有できているため、発展的に解消しています。

母子手帳アプリの利用登録者数は増えていますが、利用の定着度が低いため、利用しやすい機能の追加が必要です。

保育所は、地域の行事に積極的に参加しており、地域住民との連携を図っています。参加者も増加しており、日曜日開催や資金面で公立保育園の役割が重要になっています。

(2) こどもの健全育成

児童遊園・公園は、経年による劣化が著しく、毎年度多くの修繕が必要となっているため、更新や廃止も含めた検討が必要となっています。

子ども会の事業への参加が減少しているため、内容の充実や広報啓発、ジュニアリーダー（中学生・高校生指導者）の育成が必要です。

(3) 地域における人材育成

子育て支援センターでは、絵本の読み聞かせやイベント等を実施して、子育て支援コミュニティとして機能の充実に努めています。

基本目標2 母性ならびに乳幼児の健康の確保及び増進

① 評価結果

総合評価は、「十分取り組むことができた」と評価されます。

施策の柱	施策項目	取組 評価	平均		評価
(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	① 両親学級の実施	3	3.0	3.0	A
	② 母子保健体制の充実	3			
	③ 子育て世代包括支援センター（あいあいプラザ）事業	3			
(2) 食育の推進	① 小・中学生への食に関する指導	3	3.0		
	② 妊産婦等への食に関する指導	3			
	③ 乳幼児への食に関する指導	3			
(3) 思春期保健対策の充実	① スクールカウンセラー等の活用	3	2.9		
	② 学校保健教育の充実	2.5			
	③ 薬物乱用防止教育の充実	3			
	④ 喫煙・飲酒防止教育の充実	3			
(4) 小児医療の充実	① かかりつけ医の確保の啓発	3	3.0		
	② 小児医療情報の提供	3			
	③ 小児医療体制の充実	3			
(5) こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	① こどもを温かく見守る活動	3	3.0		

② 評価からの課題

評価から施策の課題は次のように言えます。

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

両親学級は、計画通り開催していますが、参加者が少ないため、広報啓発とイベント内容の充実が必要です。

母子保健対策として、不妊治療費の助成希望者へ県の先進医療支援事業を実施しています。また、乳幼児健診・予防接種・赤ちゃん訪問等を継続して実施していますが、訪問指導等の継続支援が必要な対象者が増加しています。

(2) 食育の推進

小学校における「食に関する指導推進計画」を策定し、低学年、中学年、高学年で重点指導項目を定めて指導しています。「学校給食食物アレルギー対応マニュアル」の周知徹底が求められます。さらに、食生活改善推進会（食進会）が、キッズクッキングで調理実習を通じて、食に対する楽しさや大切さを伝えています。

妊産婦に対して妊娠中の健康管理や健康状態を確認し、必要に応じて栄養指導を実施しています。

乳幼児健診では、栄養相談を実施していますが、希望者が少ないため、必須項目とする必要があります。

(3) 思春期保健対策の充実

スクールカウンセラーを活用し、児童・保護者・教員の心のケアを行っています
が、子育てや教育に関して不安を抱く保護者の相談ニーズが増えています。

心の問題を有する生徒が増加しているため、スクールカウンセラー及びスクール
ソーシャルワーカーの定期的な対応が求められています。

小・中学校では、健康診断の実施や健康のための健康教育の充実を図りましたが、
保育園(所)への職場体験学習が新型コロナウイルス感染症の影響で実施できませんでした。
薬物乱用防止や喫煙・飲酒防止に関する教育を実施しています。

(4) 小児医療の充実

乳幼児の保護者に健康管理について相談できるかかりつけ医を持つことの啓発
を行い、休日や夜間の医療・相談体制の情報提供を行いました。

福岡県の医療費助成内容に、町独自の助成内容を加えて、令和5年10月診療分
から受給対象者を18歳年度末まで拡充しました。

(5) こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

地域や学校等が協調して地域社会でこどもを見守る活動として、着衣泳法研修や
花の苗配付、講演会等を実施しましたが、参加者が少ない事業があり、広報の強化
や他市町への情報発信が求められています。

基本目標3 教育環境の整備

① 評価結果

総合評価は、「十分取り組むことができた」と評価されます。

施策の柱	施策項目	取組評価	平均		評価
(1) 次代の親の育成	① 乳幼児とふれあう機会を広げるための活動	1.8	2.4	2.7	A
	② 次代の親となる意識の醸成	3			
(2) 学校の教育環境等の整備	① 特色ある幼稚園教育の実施	3	2.9		
	② 就学前教育の充実	2.5			
	③ 確かな学力の向上	3			
	④ 情報の活用に関する教育の推進	3			
	⑤ 道徳性の育成	3			
	⑥ 健やかな体の育成	3			
	⑦ 教育相談機能の強化	3			
	⑧ 家庭・地域との連携強化	3			
	⑨ 特別支援教育体制の確立	3			
(3) 家庭や地域での教育力の向上	① 生涯学習の推進	3	2.8		
	② こどもの地域活動の推進	3			
	③ 家庭教育支援の促進	2.5			

② 評価からの課題

評価から施策の課題は次のように言えます。

(1) 次代の親の育成

小学校では、小学5年生が「こどもの森」で保育園の園児とのふれあい活動を実施しましたが、中学校では新型コロナ感染症の関係で職場体験学習は実施できていません。事業の再開が求められています。また、あいあいセンターでは、対象者との関りが少なく実施できていません。春まつり等で、育児経験のない若者への子育ての楽しさを知らせる啓発を行いました。

(2) 学校の教育環境等の整備

幼稚園では、英会話ふれあい事業など特色ある幼児教育を実施しました。また、入園対象年齢を4歳、5歳児として就学前教育を充実するとともに、保育士や教員への発達障がいに対する理解を深められる指導を進めています。発達に困り感を抱えるこどもが年々増加しているため、継続的なサポートが求められています。

「よしとみ学力向上推進プラン」を策定し、「学習の基盤づくり」と「授業づくり」の2点から具体的な授業改善を推進しています。また、年4回の「よしとみ教師塾」を開催し、教師個々の指導力向上と指導の工夫改善を支援していますが、具体的な指導に向けた「よしとみ教師塾」の内容の改善が求められています。

また、児童への個別の支援として「寺子屋よしとみ」を開催し、国語・算数の補充学習を行っています。参加者が減少しているため、学習の場が必要な児童に「寺子屋よしとみ」の情報提供と内容の充実が必要です。中学校では、教科に関わらず基礎基本についての指導が求められています。

さらに、一人一台端末で学習できるようになっているため、家庭のネット環境の整備とともに、家庭でのタブレットの活用の仕方の改善と意識の転換が必要です。中学校では、「情報教育全体計画」に従って、情報社会で必要となる情報活用能力の基礎を培い、情報モラルの必要性の理解に取り組んでいます。

「道徳教育全体計画」に沿って小・中学校での道徳教育が推進されています。児童向けの取組と授業改善のための支援が両輪となって機能する工夫が必要です。

「吉富町ジュニアスポーツアカデミー」を実施し、児童園児に対して運動に親しむ習慣づくりに取り組んでいます。参加児童が減少しているため、参加を促す必要があります。

「吉富町不祥事防止対策委員会」や「いじめ・不登校問題対策協議会」等を中心にこどもの心を育てる指導の在り方や安全安心な学校を実現する取組の充実が求められています。

小・中学校における学校運営協議会の取組をさらに充実できるように、地域住民を含めた幅広い運動となるように広報等による周知が必要です。

特別な支援を必要とする児童が増えているため、こどもの状況の的確な把握と学校における組織的な支援の取組、中学校における教職員の専門性の向上が求められています。

（３）家庭や地域での教育力の向上

こどもたちを指導する大人の生涯学習として、通年教室を開催していますが、参加者が高齢化しているため、内容の充実が求められています。また、こども連れやこども本人、これからこどもを持つ家族が利用し、学習や子育てサポートが行える施設の整備も求められています。

「吉富キッズクラブ」でこどもたちが、地域の中で自然体験や生活体験などの様々な活動に参加できるように、指導者の養成や確保、こどもたちの参加促進が必要です。

ひとり親、共働き世帯の増加と、スマートフォンの普及により、家庭での教育を行う機会が減少しています。家庭教育の推進のために、「ノーメディアチャレンジ」の啓発を行い、望ましい生活習慣や家庭における学習の習慣化に向けた取組を行っています。

基本目標4 安心して子育てできる生活環境の整備

① 評価結果

総合評価は、「十分取り組むことができた」と評価されます。

施策の柱	施策項目	取組 評価	平均		評価
(1) 良質な住宅と居住環境の確保	① 良質な住宅と居住環境の確保	2	2.0	2.5	A
(2) 安全な道路交通環境の整備	① 交通弱者のための交通手段の確保	3	2.5		
	② 快適な道路環境の整備	2			
(3) 安心して外出できる環境の整備	① 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	3	2.0		
	② バリアフリー促進	1			
(4) こどもの安全の確保	① 防犯体制の強化	3	3.0		
	② こどもの防犯対策の充実	3			
(5) こどもの交通安全を確保するための活動の推進	① 「あいさつ・声かけ運動」と交通指導の推進	3	3.0		
	② 交通安全教育の推進	3			
	③ 自転車の安全利用の推進	3			
	④ チャイルドシートの正しい使用方法の啓発	3			
	⑤ チャイルドシートの貸与	3			

② 評価からの課題

評価から施策の課題は次のように言えます。

(1) 良質な住宅と居住環境の確保

住宅の困窮度合から優先的に町営住宅の入居者を決定しており、子育て世帯は優先入居の対象としています。民間賃貸住宅に関する情報提供は実施していません。

(2) 安全な道路交通環境の整備

デマンド型乗合タクシーの普及に努めており、運賃の減免対象者に妊産婦、同一世帯の就学前児童、小学生を追加しています。

通学路の整備については、国の交付金の交付額によって制限があるため、交付金の範囲内で事業を実施しています。

(3) 安心して外出できる環境の整備

避難所となる中学校に多目的トイレを設置し、おむつ替え台等も整備しています。バリアフリー化については、対象となる施設整備がないため、実施していません。

(4) こどもの安全の確保

こどもが犯罪の被害にあわないように警察と連携した情報発信、青色防犯パトロール車での町内巡回活動による防犯意識の啓発、防犯カメラの設置等を行っています。

地域や学校関係者で構成する吉富町青少年育成町民会議や学校運営協議会による登下校時の見守り活動等を行っています。さらに、地域住民の一体となった幅広い運動の展開が求められています。

(5) こどもの交通安全を確保するための活動の推進

学校運営協議会では、月1回の朝のあいさつ運動を実施し、警察署による安全な道路の歩き方の指導等を行っています。また、交通安全指導員による街頭指導を実施していますが、交通安全指導員が減少しているため、実施方法の検討が必要となっています。

小学校では警察による自転車を使った交通ルールの実践的な指導を行っています。が、中学生の休日の自転車利用のルールやマナーの指導が求められています。

チャイルドシートの貸出を行っており年々増加していますが、過去3年間寄付が行われていないため、事業継続のための方策について検討が必要です。

基本目標5 仕事と子育て両立の推進

① 評価結果

総合評価は、「十分取り組むことができた」と評価されます。

施策の柱	施策項目	取組 評価	平均		評 価
(1) 職業生活と家庭生活の両立	① 仕事の生活の調和の実現	3	3.0	3.0	A
	② 仕事と子育て両立のための基盤整備	3			
	③ 男女共同参画意識の醸成のための活動	3			
(2) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進	① 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進	3	3.0		
	② 子育て世代包括支援センター（あいあいプラザ）事業（再掲）	3			

② 評価からの課題

評価から施策の課題は次のように言えます。

（1）職業生活と家庭生活の両立

仕事と子育て両立のための情報提供について、子ども・子育て支援に取り組む民間団体による講演会の広報・啓発を行い、各種委員会における女性委員の登用の促進を呼びかけています。

（2）結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

こども家庭センターの保健師、助産師が妊娠期・出産期・子育て期の様々な相談に応じています。継続支援が必要な対象者が増加しているため、今後も継続した取組が求められています。

基本目標6 要保護児童への支援

① 評価結果

総合評価は、「十分取り組むことができた」と評価されます。

施策の柱	施策項目	取組 評価	平均		評価
(1) 児童虐待防止対策 の充実	① 要支援乳幼児家庭の把握	3	3.0	2.8	A
	② 主任児童委員及び民生委員・児童委員の活用	3			
	③ 連絡体制（要保護児童対策地域協議会）の構築	3			
	④ 社会的養護施設との連携	3			
	⑤ 子ども家庭総合支援拠点事業	3			
(2) ひとり親家庭等の 自立支援の推進	① 自立支援策の強化	3	2.5		
	② 交流活動の促進	2			
(3) 障がい児施策の充 実	① 障がい児支援事業の充実	3	2.8		
	② 社会参加の促進	2			
	③ サービスの情報提供の充実	3			
	④ 保育所・幼稚園への障がい児受入れと障がい児学童保育事業の実施	3			
	⑤ 医療的ケア児の支援体制の構築	3			
(4) こどもの貧困対策 の推進	① 教育相談機能の強化（再掲）	3	3.0		
	② 生活困窮者自立支援事業	3			
	③ 児童扶養手当	3			
	④ 特別児童扶養手当	3			
	⑤ ひとり親家庭等医療費支給	3			
	⑥ 就学援助	3			

② 評価からの課題

評価から施策の課題は次のように言えます。

(1) 児童虐待防止対策の充実

こども家庭センターの子ども家庭支援員や子育て総合相談窓口相談員が、乳幼児健診等の機会を利用して、子育てに不安を抱える保護者へ一体的に支援を行っています。その際の相談に応じ、子育て支援機関と連携して関係機関への紹介を行っています。

子ども発達支援専門員による相談事業、学校による家庭訪問等を通じて家庭状況の把握に努め、要保護児童対策地域協議会で情報共有を行い、児童虐待の未然防止に取り組んでいます。

DVに関する相談者に対し関係機関と連携して支援を行っています。

こども家庭センターを開設し、保健師や助産師、こども支援員等が妊娠期から出産、子育て期まで切れ目なく、一体的な支援を行っています。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親サポートセンター飯塚ランチによる出張相談会を令和6年1月より、月1回で開催していますが、申込みがないため、ひとり親家庭等へ利用案内を行う必要があります。

吉富町母子寡婦福祉会の活動は、高齢化と会員の減少により休止していますが、福岡県母子寡婦福祉連合会の情報を提供し、啓発を行っています。

(3) 障がい児施策の充実

児童発達支援について、乳幼児健診・個別相談により、母子保健担当との連携でサービスの申請につながっています。

障がい者（児）の就労継続支援について、相談支援専門員等が関係機関との連携により就労継続支援の利用につながっています。

障がい者の社会参加を推進する公共機関のバリアフリー化は対象施設がないため、行っていません。

新規の障害者手帳保持者には、各種障害者福祉制度の情報提供を行い、障がい児学童保育「ひまわり学童」の委託事業を豊前市と共同で実施しています。

医療的ケア児に対して、必要に応じて相談支援事業所等の関係機関と連携して、児童発達支援事業所の利用につなげています。今後、コーディネーターの配置等、総合的な支援体制の整備の検討が必要です。

(4) こどもの貧困対策の推進

いじめ・不登校問題や児童・生徒の指導上の問題について、保護者・学校・教育委員会が連携して取り組んでいますが、こどもの心を育てる指導のあり方や安全安心な学校を実現する取組の充実について検討が必要となっています。

生活困窮者自立支援事業、児童扶養手当・特別児童扶養手当は、対象者へ届出の受付を行っています。ひとり親家庭等医療費については、18歳に達する日以降の3月末までの児童のひとり親に対して、福岡県の助成に町独自の助成を加算して、医療費の自己負担分の一部を支給しています。

経済的な理由で就学困難な児童・生徒・保護者に対して義務教育の費用の一部を援助する就学援助を行っています。

3 課題の整理

本町の人口・世帯、就労状況、第2期計画の実施状況から本計画策定における課題を整理します。

(1) 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援

- ・初めての出産は、妊産婦に様々な不安を生じさせ、精神的な負担も過大となります。このため、産前産後の相談に応じ、産後のケアを充実させることが重要です。
- ・こどもの成長に応じた健康管理、食の管理は重要であり、さらに、かかりつけ医など医療体制を備える必要があります。また、こどもの健やかな成長のために、薬物、飲酒、喫煙などの有害性を理解させる取組が求められます。

(2) 仕事と子育てが両立できる環境の整備

- ・保護者の就業率は高くなっており、仕事によって家庭生活や子育てに負担を生じさせないように、事業所の協力や家庭における家事の分担など総合的な取組が必要です。

(3) きめ細やかな教育振興の推進

- ・本町の教育環境は充実しており、児童・生徒のきめ細やかな個別支援と、教師の指導改善の取組などが積極的に進められています。これらの教育環境を維持し、さらに充実させる必要があります。
- ・こどもたちの豊かな人間性を育むため、自然や地域の中で様々な体験ができるように、家庭や地域の教育力の向上や支援体制、地域における学習設備の強化が必要とされます。

(4) 生活に困難を抱えるこども・家庭の支援

- ・児童虐待の増加傾向を踏まえ、児童虐待のおそれのある家庭の早期発見、訪問等による早期介入など積極的な取組が求められています。
- ・近年のひとり親世帯の増加傾向を踏まえ、自立支援の取組の強化、活用の促進が求められています。
- ・障がいのある児童の早期発見、発達段階や障がいに応じた適切な支援の充実が求められます。
- ・経済的に困難な家庭におけるこどもの教育に格差を生じないように、教育支援の充実が求められます。また、生活面で著しい制限を受けることのないように、支援に結び付ける必要があります。

（５）地域ぐるみの子育て支援

- ・核家族が進行する中で、子育てについて相談できる人が身近にいないことから、子育てに負担を抱える場合があります。地域において気軽に交流できる場として、「赤ちゃん広場」の取組は重要であり、引き続きの対応は必要ですが、幅広い子育て・健康・生活の悩みへの対応をさらに充実させるための新たな拠点の創設が求められます。
- ・用意されている様々な支援が子育て世帯に届くよう「あいあいネット」など情報提供を充実させる必要があります。

（６）安心して子育てできる生活環境

- ・こどもと子育て世帯が安心して生活できるように、住まいの確保と、こども連れで外出や通学できるように安全な道路・公共交通の整備が必要です。
- ・犯罪が凶悪化する中で、こどもたちが犯罪被害に遭わないように、地域住民や関係機関による防犯体制の強化が求められます。
- ・こどもを交通事故から防止する取組が進められていますが、地域住民による交通安全指導体制の確保が求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

吉富町は、「こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現」を目指す「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、その実現を目指すため、令和5年8月に「こどもまんなか応援サポーター」を宣言しています。

家族だけでなく、地域、事業者などみんなが力を合わせ、「吉富町に生まれて良かった」と胸を張り、「吉富町で子育てして良かった」と実感できるまちづくりを今後も一層推進することとします。

そのために、計画の基本理念を「こどもまんなか 子育て全力応援のまち」を基本理念として設定し取組を推進します。

基本理念

こどもまんなか 子育て全力応援のまち

2 計画の目標

本計画の基本理念の実現に向け、子ども・子育て支援事業計画の基本指針、こども大綱を踏まえて、計画の基本目標を次のように設定します。

基本目標1 妊娠、出産、子育て期まで、こどもの成長を切れ目なく支えます

基本目標2 こどもが幸せと感じられる支援を行います

基本目標3 子育て家庭を地域全体で支えます

3 計画の体系

基本目標を達成するために、対応する施策の柱を設定し、第4章においてその具体的な内容を明らかにします。

＜施策体系表＞

基本目標	施策の柱	施策項目
基本目標 1 妊娠、出産、子育て期まで、こどもの成長を切れ目なく支えます	(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	① 両親学級の実施
		② 母子保健体制の充実
		③ こども家庭センター（すくすく）事業
		④ 新生児聴覚検査費用の助成
		⑤ 3歳児健診屈折検査
		⑥ 産後ケア事業
		⑦ 妊婦等包括相談支援事業
		⑧ 里帰り出産の妊産婦への支援
		⑨ 多胎児世帯支援の充実
	(2) 職業生活と家庭生活の両立	① 仕事と生活の調和の実現
		② 仕事と子育て両立のための基盤整備
		③ 男女共同参画意識の醸成のための活動
		④ 育児休業制度の利用促進
		⑤ 育児時短就業給付の利用促進
	(3) 子育て支援サービスの充実	① 多世代交流型複合施設の整備（子育て支援機能）
		② 赤ちゃん広場の実施
		③ 各種子育て相談の連携・強化
		④ 情報提供の充実
		⑤ 地域に開かれた保育所づくり
		⑥ 子育て短期支援事業の実施
	(4) こどもの健全育成	① 児童遊園・公園の整備
		② 子ども会活動の推進
	(5) 食育の推進	① 小・中学生への食に関する指導
		② 妊産婦等への食に関する指導
		③ 乳幼児への食に関する指導
		④ こども食堂の開設
	(6) 学校の教育環境等の整備	① 特色ある幼稚園教育の実施
		② 就学前教育の充実
		③ 確かな学力の向上
		④ 情報の活用に関する教育の推進
		⑤ 道徳性の育成
		⑥ 健やかな体の育成
		⑦ 教育相談機能の強化
		⑧ 家庭・地域との連携強化
		⑨ 特別支援教育体制の整備
	(7) 次代の親の育成	① 乳幼児とふれあう機会づくり
		② 次代の親となる意識の醸成

基本目標	施策の柱	施策項目
基本目標2 こどもが幸せ と感じられる 支援を行います	(1) 小児医療の充実	① かかりつけ医の確保の啓発 ② 小児医療情報の提供 ③ 小児医療体制の充実 ④ 歯科保健に対する正しい知識の普及・啓発
	(2) 思春期保健対策の充実	① スクールカウンセラー等の活用 ② 学校保健教育の充実 ③ 薬物乱用防止教育の充実 ④ 喫煙・飲酒防止教育の充実
	(3) こどもの安全の確保	① 防犯体制の強化 ② こどもの防犯対策の充実 ③ 緊急避難場所の設置 ④ 災害情報の迅速な伝達 ⑤ 避難行動要支援者対策のための連携強化
	(4) 児童虐待防止対策の充実	① 要支援乳幼児家庭の把握 ② 主任児童委員及び民生委員・児童委員の活用 ③ 連絡体制（要保護児童対策地域協議会）の構築 ④ 社会的養護施設との連携 ⑤ 子ども家庭総合支援拠点事業 ⑥ 虐待の早期発見 ⑦ 虐待の早期対応・早期解決 ⑧ 被害児童・DV被害者に対する支援
	(5) 障がい児施策の充実	① 障がい児支援事業の充実 ② 社会参加の促進 ③ サービスの情報提供の充実 ④ 保育所・幼稚園への障がい児受入れと障がい児児童保育事業の実施 ⑤ 医療的ケア児の支援体制の構築 ⑥ 通級指導教室の実施 ⑦ 特別支援学級の実施
	(6) こどもの貧困対策の推進	① 教育相談機能の強化（再掲） ② 生活困窮者自立支援事業 ③ 児童扶養手当 ④ 特別児童扶養手当 ⑤ ひとり親家庭等医療費支給 ⑥ 就学援助
	(7) ヤングケアラーへの支援	① ヤングケアラーの実態把握、支援
基本目標3 子育て家庭を 地域全体で支 えます	(1) こどもの健やかな成長を見 守り育む地域づくり	① こどもを温かく見守る活動
	(2) 地域における人材育成	① 子育て支援の担い手となる人材の養成
	(3) 家庭や地域での教育力の向 上	① 多世代交流型複合施設の整備（図書サービス機能） ② 生涯学習の推進 ③ こどもの地域活動の推進 ④ 家庭教育支援の促進
	(4) 良質な住宅と居住環境の確 保	① 良質な住宅と居住環境の確保
	(5) 安全な道路交通環境の整備	① 交通弱者のための交通手段の確保 ② 快適な道路環境の整備 ③ 交通安全啓発及び安全意識の向上
	(6) 安心して外出できる環境の 整備	① 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備 ② バリアフリー促進
	(7) こどもの交通安全を確保す るための活動の推進	① 「あいさつ・声かけ運動」と交通指導の推進 ② 交通安全教育の推進 ③ 自転車の安全利用の推進 ④ チャイルドシートの正しい使用方法の啓発 ⑤ チャイルドシートの貸与
	(8) ひとり親家庭等の自立支援 の推進	① 自立支援策の強化 ② 交流活動の促進

第4章 次世代育成支援施策の展開

第4章 次世代育成支援施策の展開

基本目標1 妊娠、出産、子育て期まで、こどもの成長を切れ目なく支えます

(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

夫婦が協力しながら子育てを行うために、両親学級を引き続き実施します。

また、母子保健体制の充実を図り、乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等により、こどもと母親の健康や心身の状況を把握し、必要な対応を行います。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担 当 課
① 両親学級の実施	妊娠・出産・育児体験を夫婦で共有し、父親の育児参加の機会として夫婦で子育てをすることへの動機づけの場として提供します。広報啓発に努めイベント内容の充実化を図ります。	あいあいセンター
② 母子保健体制の充実	妊婦健康診査や、乳幼児健診、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業等を実施します。広報よしとみや「吉富町こども健康カレンダー」による保護者への周知のほか、健診受診率の向上に努めます。また、健診未受診者や要指導者、要支援者のフォローとして、訪問指導等を引き続き実施します。	あいあいセンター
③ こども家庭センター（すくすく）事業	母子手帳交付時から妊産婦・乳幼児の実情を把握して、各相談に応じて、関係機関と連携をとりながら、必要な情報提供や助言を行います。妊娠期から子育て期までの支援について、子育てのワンストップ拠点として、切れ目のない支援づくりの充実を図ります。	子育て健康課 あいあいセンター
④ 新生児聴覚検査費用の助成	新生児の聴覚障がい早期発見・早期治療につなげることを目的に、分娩施設においておおむね生後3日以内に行う新生児聴覚検査の費用を全額助成します。	あいあいセンター
⑤ 3歳児健診屈折検査	視力の発達遅れ（弱視）や眼疾患の早期発見・早期治療につなげることを目的に、3歳児健診において屈折検査を導入します。	あいあいセンター
⑥ 産後ケア事業	町が委託した産婦人科医療機関に宿泊し、産後の体調管理や育児に関するサポートを受けることで、出産後の母親が少しでも安心して子育てができるよう支援を行います。産婦のニーズに応じて、ショートステイ型のみではなく、アウトリーチ型等を実施します。	あいあいセンター
⑦ 妊婦等包括相談支援事業	全ての妊婦や子育て家庭を対象に①妊娠届出時②妊娠8か月頃③乳児家庭全戸訪問時に、こども家庭センターの保健師や助産師による面談を実施し、支援が必要な妊婦や子育て家庭を早期に把握し、支援します。	あいあいセンター

施策項目	取組内容	担 当 課
⑧ 里帰り出産の妊産婦への支援	町において里帰り出産を行う妊産婦等に対して、切れ目のない支援の提供が図られるように情報共有と連携を促進します。	あいあいセンター
⑨ 多胎児世帯支援の充実	多胎児を持つ妊産婦や家庭に対し、産後ケア事業等と並行して、多胎児ならではの情報提供や援助を行い、保護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。	あいあいセンター



（２）職業生活と家庭生活の両立

仕事と生活の調和の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及の促進に努めるとともに、保育サービスの充実、育児休業制度等の利用促進を図ります。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担 当 課
① 仕事と生活の調和の実現	働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と連携し、情報提供や広報・啓発を行います。	子育て健康課
② 仕事と子育て両立のための基盤整備	保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実を図ります。	子育て健康課
③ 男女共同参画意識の醸成のための活動	「吉富町男女共同参画基本計画」に示された管理目標の達成に向けた取組みを推進していきます。	住民課
④ 育児休業制度の利用促進	「男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト）」により、事業主に対し、従業員の子育て支援や育児休業などの制度整備及び取得しやすい職場環境の整備を促進します。	子育て健康課
⑤ 育児時短就業給付の利用促進	こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択したことに伴う賃金の低下を補い、時短勤務の活用を促すための給付の利用を促進します。	子育て健康課

(3) 子育て支援サービスの充実

子育てに対する負担を軽減し、気持ちにゆとりを持って子育てができるよう、各種子育て相談の連携・強化や情報提供等の事業の充実に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担 当 課
① 多世代交流型複合施設の整備（子育て支援機能）	こどもを育てる家庭、これからこどもを持つ家庭、障がいのあるこどもを抱える家族など、あらゆる状況の子育てに係る町民をサポートする機能を＜多世代交流型複合施設＞の中に整備します。	未来まちづくり課 あいあいセンター
② 赤ちゃん広場の実施	子育ての不安軽減と孤立化の解消を図ることを目的として、0歳から1歳までの乳児とその保護者を対象とした「赤ちゃん広場」を実施します。 参加者の増加を図るため、イベント内容の充実化、事業の周知を行います。	あいあいセンター
③ 各種子育て相談の連携・強化	こども家庭センターで、電話や面談などで随時相談を受け付け、個別訪問、保育所や学校などの関係機関と連携を図り、必要な支援・援助を実施します。また、継続支援が必要な対象者が aumentando ことから必要な対応の強化を進め、引き続き関連部署や団体などとの連携を図ります。 小学校就学前から小・中学校までの一貫した対応に努めます。	子育て健康課 あいあいセンター 教育委員会 小・中学校
④ 情報提供の充実	広報よしとみやホームページ、町公式 SNS と町公式 LINE にて各種子育て支援サービス等を周知します。子育てに関する補助金や支援内容を分かりやすく掲載した「子ども・子育てガイドブック」による情報提供に努めます。 また、「吉富町こども健康カレンダー」による母子保健事業や予防接種についての情報提供、予防接種管理を電子で行える母子手帳アプリ「すくすく」の利用を促すなど様々な情報提供を続けます。アプリの利用定着度を高められるように利便性のある機能の追加等の検討を行います。	子育て健康課 あいあいセンター
⑤ 地域に開かれた保育所づくり	子育て支援センターとの連携を図り、地域に開かれた子育ての拠点としてさらなる充実を進め、認可保育園として地域に存在感を示し、より安心できる保育所を目指します。 地域の行事への協力等、地域住民との連携を図っていきます。	保育所
⑥ 子育て短期支援事業の実施	安心して子育てができるように児童を養育している保護者が、疾病や育児疲れ等の理由により、家庭で養育することが困難となった場合に施設等で一定期間養育や保護を行います。また、虐待等の早期発見、抑制につなげ、児童とその家庭の福祉の向上を図ります。	子育て健康課

(4) こどもの健全育成

こどもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、安全な居場所づくりに努め、地域を知り、社会性を高める活動などに必要な場所と機会の確保に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担 当 課
① 児童遊園・公園の整備	児童遊園・公園等の整備、遊具等の設備の点検を進めてこどもの安全な遊び場を確保するために引き続き努めていきます。公園遊具に毎年度多くの修繕が必要となっていることから修繕、更新や廃止について検討を行います。	建設課
② 子ども会活動の推進	子ども会活動はこどもたちの社会性を育て、地域への愛着を深める上でも重要な活動です。中学生・高校生指導者（ジュニア・リーダー）等の育成に取り組み、こどもが自分で考えて実行することの大切さを学ぶ機会を創出します。 今後は、吉富キッズクラブ事業との統合を行うこととしており、様々な活動ができる場や機会の創出に努めるとともに、広報啓発に努め、会員の増加、ジュニアリーダーの増加を図り、こどもたちの体験の場を増やします。	教育委員会



(5) 食育の推進

生涯を健康に生き抜くための基礎として、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着に努め、食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全な育成を図るため、食に関する指導や学習の機会の提供に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担 当 課
① 小・中学生への食に関する指導	生涯に渡る健康づくりの基礎となる資質・能力を養うため、小・中学校では「食に関する指導の全体計画」を策定し、全教科・領域で計画的な指導の充実を図っています。SDGs教育やワンヘルス教育の充実も新たに課題となっているため、小・中学校、教育委員会が連携して「吉富町ワンヘルス教育推進プロジェクト」を立ち上げ、吉富町のワンヘルス教育のあり方を検討するとともに実践を行っています。 また、食物アレルギーの対応が必要な児童・生徒が増加していることに対し、「学校給食食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、安全・安心で健やかな食育の充実を目指した指導と取組を展開します。	教育委員会 小・中学校 あいあいセンター
② 妊産婦等への食に関する指導	低出生体重児の増加等を踏まえ、母親の健康の確保を図るため、妊産婦等を対象とした食に関する情報提供を行います。 母子健康手帳交付時に妊娠中の健康管理などの保健指導の充実を図ります。	あいあいセンター
③ 乳幼児への食に関する指導	好ましい食習慣の始まりを支援するため、乳幼児健診で栄養指導・情報提供等を行います。また、「離乳食教室」、「栄養相談」を実施し、指導の充実を図ります。	あいあいセンター
④ こども食堂の開設	こどもの相対的貧困による孤食・栄養不足の改善を図るとともに地域との繋がりを深め、こどもが安心して過ごせる居場所づくりを目的として、こども食堂の開設、運営を支援します。	子育て健康課



資料／吉富町立吉富小学校（給食）



資料／ひだまり食堂（こども食堂）

(6) 学校の教育環境等の整備

幼稚園では小学校における学習の基礎となる能力の養成を図るため、就学前教育の充実に努めるとともに、小・中学校では、こどもが社会の変化の中で主体的に生きることができるよう、知識技能はもとより、学ぶ意欲・思考力・表現力等まで含めた確かな学力を身につけ、豊かな人間性と社会性を育むことのできる学習機会の提供に努めます。

また、一人ひとりの個性を尊重した教育を実施するため、気軽に相談できる体制・機能を強化し、家庭・地域との連携を図りながらより良い教育環境づくりに努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担当課
① 特色ある幼稚園教育の実施	小学校以降の学習の基礎となる能力の養成を図るため、幼児の実態に即した教育の実施を行うとともに、英会話ふれあい事業や、町スポーツ推進委員の協力による基礎運動能力の向上を目指す取組(ジュニアスポーツアカデミー)など、特色ある幼稚園教育を実施します。教職員のスキルアップを図っていくための研修機会の提供等に努めます。	教育委員会 幼稚園
② 就学前教育の充実	就学前教育を充実させるため、町内保育所、小学校・家庭・地域との連携を深め、よりよい環境の提供に努めます。 適切な就学指導・教育支援を行い、巡回相談や保幼小連絡会をより充実させ、こどもたちの健やかな発達につなげられるよう実施します。	教育委員会 幼稚園 子育て健康課
③ 確かな学力の向上	自ら学び心豊かでたくましく生きる力を備えた児童・生徒の育成を図るための教育課程の編成に努めます。「よしとみ学力向上推進プラン」を策定し小・中学校が連携して、確かな学力育成に向けた取り組みを進め、家庭と連携してのノーメディアデーの取組や、タブレット端末を活用した学習時間の確保等の取組を進めます。 また、体験的な活動を通して児童・生徒の学ぶ意欲の向上に努めます。 確かな学力の定着に向けた取組として、「よしとみ教師塾」による教職員の指導力向上を図るとともに、「寺子屋よしとみ」の事業を継続し、利用の周知や内容の改善に努めます。	教育委員会 小・中学校
④ 情報の活用に関する教育の推進	情報及び情報媒体を適切かつ効果的に活用する能力の育成について、小学校でのプログラミング教育の推進を図り、プログラミング的思考の育成に取り組みます。また、「保護者と学ぶ規範意識育成事業」を活用し、こどもの情報メディア活用時の危険性に関する保護者への啓発も継続して推進します。	教育委員会 小・中学校

施策項目	取組内容	担 当 課
⑤ 道徳性の育成	小・中学校では「道徳教育全体計画」及び「別葉（各学年別）」を策定し、全教科・領域で道徳教育の充実を図ります。また、教育講演会を定期的の実施するなど、自らの人生を切り開くことのできる豊かでたくましい心を育て、よりよく生きるための基盤となる道徳性の育成に努めます。「よしとみ7つの規範」「7つの学習規律」等を中心に、学校と保護者が相互に連携しながら実施する取組を具体化します。	教育委員会 小・中学校
⑥ 健やかな体の育成	小・中学校の「体力向上プラン」に示された目標設定に向け、町スポーツ推進委員が体力測定などに協力するとともに、体力づくりの習慣化について指導します。また、定期的に運動教室を実施することで、こどもの体力の向上を図るとともに、こどもが生涯にわたって積極的に運動に親しむ習慣、意欲及び能力の育成に努めていきます。 また、広報啓発に努め、新規利用の促進を図り、参加者の増加を目指します。	教育委員会 子育て健康課
⑦ 教育相談機能の強化	いじめ・不登校問題や児童・生徒の指導上の諸問題について指導主事が中心となって対応し、きめ細かな指導・助言に努めます。また、子ども発達支援専門員による相談活動の充実を図るとともに、「吉富町要保護児童対策地域協議会」の開催等による関係者の情報共有により早期の支援体制の充実に努めます。 「吉富町不祥事防止対策委員会」や「いじめ・不登校問題対策協議会」等を中心にこどもの心を育てる指導のあり方や安全安心な学校を実現する取組の充実を図ります。	教育委員会
⑧ 家庭・地域との連携強化	家庭や地域と連携・協力しながら安全で安心な学校づくりに努め、広報等により活動を広く地域住民に周知し、取組への協力の呼びかけを行います。また、学校運営の更なる充実を図るために、学校運営協議会の取組を推進していきます。	教育委員会 小・中学校
⑨ 特別支援教育体制の整備	学習や生活において特別に支援を必要とするこどもたちに対して適切な教育的支援に努めます。また、今後も個々の実態を把握し、ニーズに応じた支援を行うことができるような特別支援教育の体制整備を推進します。	教育委員会 小・中学校

(7) 次代の親の育成

核家族化の進行などにより世帯人員が減少し、こどもが生まれ育つことを身近に感じることなく親となる人が増えています。こどもを次代の親という視点で捉え、乳幼児とのふれあいを通じて、家庭を持つことや子育ての楽しさ・素晴らしさを伝えていきます。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担 当 課
① 乳幼児とふれあう機会づくり	小・中学生を対象として、親になるために必要な知識や経験を培い、安心してこどもを産み育てることができるよう、保育所での保育体験等を通じて乳幼児とふれあう場の提供に努めます。	教育委員会 小・中学校 保育所
② 次代の親となる意識の醸成	育児経験のない若者を対象に、家庭を持つことや子育ての楽しさ・素晴らしさなど、子育てに関心を持つような意識啓発を推進します。また、育児体験（抱っこ、着がえ等）など、こどもやその親とふれあう機会の創出に努めます。	子育て健康課 あいあいセンター



基本目標2 こどもが幸せと感じられる支援を行います

(1) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心してこどもを産み、健やかに育てることのできる環境の基盤となるものです。こどもの急病や事故に適切に対応できるよう情報提供の充実に努めるとともに、疾病の早期発見・早期治療の促進を目的に、医療に係る費用の助成など、負担軽減を行っていきます。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担当課
① かかりつけ医の確保の啓発	健康管理のために身近な地域で継続的な医療が受けられるように、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。	あいあいセンター
② 小児医療情報の提供	休日や夜間の医療・相談（福岡県小児救急医療電話相談等）の体制について、広域的な小児医療に関する情報提供の充実に努めます。	あいあいセンター
③ 小児医療体制の充実	疾病の早期発見と治療の推進を目的に、乳幼児から18歳年度末までの医療費の完全無償化による負担の軽減を行います。また、地域の実情に合わせて、子ども医療証が使用できる医療機関を大分県中津市内まで拡大し、広域的な小児医療体制の充実に努めています。	子育て健康課
④ 歯科保健に対する正しい知識の普及・啓発	3歳児健診において、フッ素化物塗布の実施、歯科衛生士によるブラッシング指導や保育中の日々の歯みがき指導などにより、歯科に関する正しい知識の普及に努めます。	あいあいセンター 保育所



(2) 思春期保健対策の充実

思春期はこどもから大人になる転換期であり、健康な生涯を送るための基盤づくりとして、性に関する正しい知識や、喫煙・薬物の有害性についての知識の普及・啓発を図ります。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担 当 課
① スクールカウンセラー等の活用	こどもたちの抱える心の問題に対して早期に対応・支援を行うため臨床心理士等の専門的な資格を持つスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を継続して行います。需要の増加に対して十分な対応が出来るように必要な見直しを進めていきます。また、子ども発達支援専門員を積極的に活用し、不安を抱える家庭や特に支援が必要なこどもをもつ家庭に向けた相談機会の充実を図るため、相談時間の見直しなどの対応を検討します。	教育委員会
② 学校保健教育の充実	健康診断の実施や生涯を健康に生き抜くための基礎づくりとしての健康教育を推進します。また、将来こどもを産み育てる母性・父性を育成し、命の大切さについて学ぶための性教育を実施します。	教育委員会 小・中学校
③ 薬物乱用防止教育の充実	薬物の危険性や有害性等をわかりやすく理解するための教育の充実に努めます。また、小・中学校では講師を招いて講演会を開催し、薬物乱用防止について周知・啓発を継続して実施します。	教育委員会 小・中学校
④ 喫煙・飲酒防止教育の充実	低年齢化する喫煙や飲酒について、その危険性や有害性等をわかりやすく理解するための教育を繰り返して行います。また、保護者、地域商店に対しても情報提供等の働きかけを行うなど、行政、学校、家庭、地域が連携した取組を推進します。	教育委員会 小・中学校 あいあいセンター

(3) こどもの安全の確保

こどもたちを犯罪等の被害から守るため、地域が一体となって防犯等に配慮した環境づくりに努め、自主防犯活動を促進するための教育の推進や情報提供の充実に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担当課
① 防犯体制の強化	こどもが犯罪の被害にあわないよう警察・学校・地域が連携を図りながら、住民参加の防犯活動を広げ、防犯体制の強化に努めます。 警察と連携した情報発信や青色防犯パトロール車による週2回の町内巡回活動で防犯意識の啓発を行うとともに、町内の通学路等に防犯カメラを設置し、防犯体制の強化を図ります。	未来まちづくり課
② こどもの防犯対策の充実	町防犯組合（自主防犯組織）の協力により、青色防犯パトロール車での児童下校時等の定期的なパトロールを実施します。 今後は、広報等を通じて青少年育成町民会議及び学校運営協議会などの活動内容を広く地域住民に周知し、充実させるとともに、児童生徒を不審者から守る対策として、通学路への防犯カメラの整備に努めます。	未来まちづくり課 教育委員会
③ 緊急避難場所の設置	こどもが犯罪等に遭った時の緊急避難場所である「こども110番の家」等の防犯ボランティア活動を支援し、地域全体による防犯体制づくりを推進します。	未来まちづくり課
④ 災害情報の迅速な伝達	防災行政無線等の他、防災メールや吉富町公式 LINE 等の SNS を活用して災害情報を提供します。	未来まちづくり課
⑤ 避難行動要支援者対策のための連携強化	地域防災計画に基づき、こどもや妊産婦、障がいのあるこども、外国人など、避難行動に支援を必要とするこどもや家庭を平常時より把握し、民生委員・児童委員、消防署、警察署の関係団体と共有することにより、災害時の安否確認や避難支援体制の強化を図ります。	未来まちづくり課

(4) 児童虐待防止対策の充実

地域における関係機関・団体との緊密な連携の下、児童虐待の防止及び早期発見に努めるとともに、虐待を受けた児童の速やかな保護と自立支援を図ります。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担 当 課
① 要支援乳幼児家庭の把握	乳幼児健診や訪問指導の機会を活用し、相談等を通じて要支援乳幼児家庭の把握を行い、子育て不安の軽減を図り、児童虐待の早期発見や防止に努めます。また、保育所や学校等においても児童虐待の未然防止のために見守り体制の強化に努めるとともに、関係機関と情報共有を行うなど連携を図ります。	子育て健康課 あいあいセンター 教育委員会
② 主任児童委員及び民生委員・児童委員の活用	主任児童委員及び民生委員・児童委員と行政や教育機関等が要支援児童家庭の情報を共有し、日頃の安全パトロールへの参加やセミナー参加者の定例会での報告等の活動支援を行い、地域での相談・援助等を支援します。	子育て健康課 教育委員会
③ 連絡体制（要保護児童対策地域協議会）の構築	児童虐待の早期発見から発見後のフォローまでの総合的な対応を図るため、行政をはじめ、地域の医療・保健・福祉・教育等の関連団体や警察・児童相談所等の専門機関による「吉富町要保護児童対策地域協議会」での連絡体制の強化を進めます。	子育て健康課 教育委員会
④ 社会的養護施設との連携	福祉事業所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、社会的養護の地域資源の活用や支援機能の充実を図ります。また、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等を行います。 また、見守り期間中の児童の変化を迅速に共有できるよう学校と連携する仕組みを構築します。	子育て健康課
⑤ 子ども家庭総合支援拠点事業	こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務の実施を検討します。	子育て健康課 あいあいセンター
⑥ 虐待の早期発見	乳幼児家庭全戸訪問事業や各種健診等の機会、小児科医や保健所の協力により、養育状況の把握に努め、気になる状況がある場合は、継続的な見守りや相談支援を行います。	子育て健康課
⑦ 虐待の早期対応・早期解決	親の育児不安や虐待等の問題について、要保護児童対策地域協議会を中心に、保育所やこども家庭センター、民生委員・児童委員との連携により、早期発見・対応に努めます。	子育て健康課

施策項目	取組内容	担当課
⑧ 被害児童・DV被害者に対する支援	犯罪、いじめ、児童虐待、家庭内における暴力等により被害を受けたこどもやDV被害者の立ち直りを支援するため、学校、警察等の関係機関等との連携による支援体制を構築し、こどもに対するカウンセリングや保護者に対する助言など、きめ細やかな支援を実施します。	子育て健康課

（５）障がい児施策の充実

障がい児が身近な地域で安心して生活できるよう、医療・福祉・療育等の関係課・機関が連携を図り、障がいの早期発見から、その後の子育て・就学に至るまでの一貫した支援の充実に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担当課
① 障がい児支援事業の充実	心身障がいの発生予防・早期発見・早期療育の体制づくりに努めるとともに、障がい児一人ひとりの状況に応じて可能性を最大限に引き出せるよう、関係機関と連携し、就学支援等の充実に努めます。	福祉保険課
② 社会参加の促進	障がい者（児）の社会参加のための相談支援、就労サービスの提供等を関係機関と連携し、障がい者（児）の就労の促進に努めます。また、道路・公園等の交通安全施設や公共施設等の整備にあたり、引き続きバリアフリー化に努めます。	福祉保険課 建設課
③ サービスの情報提供の充実	障害者総合支援法による生活介護、短期入所、居宅介護や補装具費の交付等のサービス情報を効果的に提供できるよう情報提供機会の充実に努めます。	福祉保険課
④ 保育所・幼稚園への障がい児受入れと障がい児学童保育事業の実施	障がい児の保育所・幼稚園への受入れをニーズに即して実施できるよう努めます。また、障がい児学童保育を継続して実施していきます。	子育て健康課
⑤ 医療的ケア児の支援体制の構築	人工呼吸器を装着している障がい児、その他日常生活を営むための医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児（医療的ケア児）が地域で安心して生活できるよう、支援内容の協議等を行うコーディネーターを配置します。また、保健所や医療機関、障がい福祉施設、保育所、学校等の関係機関による医療的ケア児支援に関する協議の場を設置し、総合的な支援体制の整備について検討します。	福祉保険課

施策項目	取組内容	担当課
⑥ 通級指導教室の実施	通常学級に在籍する児童生徒を対象に、特定の学習へのつまずきや生活面で困っている状態の改善と苦手な部分の克服のために、個別の指導を行います。現状では、通常学級での授業の中で、学習支援員や学習支援補助員によるサポートを行っていますが、今後は通級指導教室の開設も検討していきます。	教育委員会
⑦ 特別支援学級の実施	特別支援学級で、児童・生徒の状態にあった内容で学習を行い、自立に向けて指導を行います。	教育委員会

(6) こどもの貧困対策の推進

貧困が世代を超えて連鎖することがないように、学校をこどもの貧困対策のプラットフォームと位置づけた「教育支援」、貧困の状況にある世帯のこどもとその保護者が地域において孤立することなく生活するために、相談事業や情報提供の充実など生活全般を支える「生活支援」、保護者が一定の収入を得て生活の安定を図るための「保護者の就労支援」、生活の基盤を下支えしていくための「経済的支援」の4つの支援を軸とし、こどもの貧困対策を総合的に推進します。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担当課
① 教育相談機能の強化（再掲）	いじめ・不登校問題や児童・生徒の指導上の諸問題について指導主事が中心となって対応し、きめ細かな指導・助言に努めます。また、子ども発達支援専門員による相談活動の充実を図るとともに、「吉富町要保護児童対策地域協議会」の開催等による関係者の情報共有により、早期の支援体制の充実に努めます。 「吉富町不祥事防止対策委員会」や「いじめ・不登校問題対策協議会」等を中心にこどもの心を育てる指導のあり方や安全安心な学校を実現する取組の充実を図ります。	教育委員会
② 生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の様々な課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を一体的に行うことで、生活困窮者の社会的・経済的な自立を促進します。	子育て健康課
③ 児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳に達する日以降最初の3月末までの児童（障がい児は20歳未満）を養育している父または母等に手当を支給します。	子育て健康課
④ 特別児童扶養手当	心身の障がいや疾病により、日常生活に著しい制限を受けるこどもの福祉の増進を図るため、20歳未満の障がいを持ったこどもの養育者に支給します。	子育て健康課

施策項目	取組内容	担当課
⑤ ひとり親家庭等医療費支給	母子家庭の母及び児童や父子家庭の父及び児童等の心身の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、18歳に達する日以降最初の3月末までの児童を養育する母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童等に医療費の自己負担分の一部を助成します。	子育て健康課
⑥ 就学援助	経済的な理由で、就学困難な児童・生徒、保護者に対し、義務教育の費用の一部(学用品費・給食費など)を援助します。	教育委員会



基本目標3 子育て家庭を地域全体で支えます

(1) こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

親が安心してこどもを産み育て、こどもが健やかに育つ環境を築きます。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担当課
① こどもを温かく見守る活動	地域や学校等が協調しながらネットワークをつくり、地域社会でこどもたちを見守る活動の促進を図ります。 ネットワークの強化を目的に講演会などの参加者をより広げるため、広報を強化し、参加者の増加に努めるとともに他市町への情報発信も強化し、多くの参加者に来てもらうように努めます。	教育委員会

(2) 地域における人材育成

地域における子育て支援の担い手となる人材の育成に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担当課
① 子育て支援の担い手となる人材の養成	高齢者や育児経験豊かな方などの地域の人材が参加することができる取組を実施することにより、子育て支援の担い手となる人材の養成に努めます。	子育て健康課



(3) 家庭や地域での教育力の向上

家庭教育は全ての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で、重要な役割を果たします。この家庭教育力向上のために、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

また、こどもたちが地域の中で自ら学び考え、問題を解決する力や他人を思いやる心・感動する力等の豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を備えた「生きる力」を育むための教育の実現を目指します。そのために、学校・家庭・地域が連携し、一体となって子育てに関わり、活動の場を創出し、情報発信に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担 当 課
① 多世代交流型複合施設の整備（図書サービス機能）	こども連れでの利用や学生の勉強、家族など、多世代がリモートも利用し、どこでも、自由に、気軽に利用できる図書サービス機能を整備します。	未来まちづくり課 教育委員会
② 生涯学習の推進	吉富フォーユー会館を生涯学習の推進のための拠点として位置づけ、地域や家庭教育力の向上のための学習機会や情報の提供を行います。また、参加者の年齢層の拡大や生涯学習のニーズの多様化に対応する学習機会提供の充実を図ります。	教育委員会
③ こどもの地域活動の推進	令和5年度に任意団体事業から教育委員会事業に移行し、令和7年度からは「子ども会育成連絡協議会」と統合する「吉富キッズクラブ事業」により、こどもたちが地域の中で自然体験や生活体験、高齢者とのふれあい活動、ボランティア活動などの様々な活動ができる場や機会の創出に努めます。また、指導者の養成・確保を図り、地域活動へのこどもたちの参加を促進します。	教育委員会
④ 家庭教育支援の促進	家庭での教育を支援するため、就学時健診や懇談会等の機会を利用して、保護者が相談できる場の提供に努めます。また、学校からも情報を発信するなど、家庭教育の充実に努めます。	教育委員会 小・中学校

(4) 良質な住居と居住環境の確保

安心して子育てをするためには、生活の拠点となる良質な住宅が不可欠です。子育て世帯に向けた良質な住宅と居住環境の確保に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担当課
① 良質な住宅と居住環境の確保	町営住宅の一般世帯向け住戸の入居に際し、子育て世帯が優先的に入居できるよう配慮します。	福祉保険課

(5) 安全な道路交通環境の整備

こども連れに限らず、高齢者や障がい者（児）等、いわゆる交通弱者と呼ばれる人々が、安全・安心・快適に利用できる交通手段を確保するとともに道路環境の整備に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担当課
① 交通弱者のための交通手段の確保	町内巡回型バスの休止に伴い、デマンド型乗合タクシーの利便性の向上や充実を図ります。	住民課
② 快適な道路環境の整備	道路の拡幅や歩道の設置など、重点的に通学路等の整備を図ります。	建設課
③ 交通安全啓発及び安全意識の向上	学路の安全確保のため、ゾーン30をはじめとした道路標示を設置し、交通安全の啓発に努めます。また、かわまちづくり事業で整備された交通公園を活用して警察と協力した交通安全教室を開催するなど、こどもたちの安全意識の向上を図ります。	未来まちづくり課

(6) 安心して外出できる環境の整備

こども連れでも安心して外出できるよう、公共施設等の整備にあたっては、子育て世帯にやさしいトイレの設置やバリアフリー化に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担当課
① 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	公共施設等において、こどもサイズの便器・手洗い器、おむつ替え台などの子育て世帯が安心して利用できる設備の整備に努めます。	教育委員会 子育て健康課
② バリアフリー促進	道路・公園等の公共施設整備にあたりバリアフリー化に努めます。	建設課（各施設は主管課）

(7) こどもの交通安全を確保するための活動の推進

こどもたちを交通事故から守るため、行政・警察・保育所・学校等が連携を図り、事故防止対策を推進します。さらに、交通安全教育の推進を図るとともに、交通安全に関する広報活動を展開し、交通安全意識の普及・啓発に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担 当 課
① 「あいさつ・声かけ運動」と交通指導の推進	地域においてこどもが安全に暮らせるよう、PTA等の学校関係者ならびに自治会長等による「あいさつ・声かけ運動」や、地域住民による「子どもを見守る運動」を通して、登下校時のあいさつ・声かけや交通指導に取り組みます。また、青少年育成町民会議及び学校運営協議会などの活動内容を広報等で広く地域住民に周知し、活動の充実を図ります。	教育委員会 未来まちづくり課
② 交通安全教育の推進	交通安全に関する知識（ルール、マナー等）の普及と交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教室の開催や広報活動、交通安全指導員の街頭指導を実施します。また、通学時の事故防止対策として、新小学校1年生に黄色いランドセルカバー、傘の配布を行います。 児童の意識高揚を図るため、警察等の協力のもと定期的な実践教育を行います。	教育委員会 未来まちづくり課 社会福祉協議会
③ 自転車の安全利用の推進	警察等の協力のもと、自転車の安全利用に関する交通安全教室を定期的開催し、交通安全に関するルールやマナーの普及と交通安全意識の高揚に努めます。 また、交通安全県民運動のチラシ、駐在所だよりの回覧により、防犯・交通安全に関する周知啓発を実施します。 自転車ヘルメットの安全利用の推進と普及を図るため、ヘルメット購入者への補助を行います。	教育委員会 未来まちづくり課
④ チャイルドシートの正しい使用方法の啓発	幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図ります。	未来まちづくり課 子育て健康課
⑤ チャイルドシートの貸与	チャイルドシートの装着の促進を図り、交通事故から乳幼児の生命を守るため、6歳未満の乳幼児がいる家庭へチャイルドシートを引き続き貸与します。 チャイルドシートを確保するため、不要となったチャイルドシートの提供を呼びかけます。	未来まちづくり課

(8) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の多くは、住宅・就労・家事・子育て・教育等に関するさまざまな悩みや問題を抱えています。そのため、ひとり親家庭等の生活の実情に即した情報提供や交流活動の促進に努め、悩みや問題の解消を図ります。

【具体的な施策】

施策項目	取組内容	担当課
① 自立支援策の強化	京築保健福祉環境事業所や民生委員・児童委員等と連携し、各種相談事業の実施、家庭児童相談・生活指導の援助など、自立支援策の強化に努めていきます。 また、出張相談の申し込みを増やすため広報以外に窓口などで周知を行い、気軽に利用できることを案内していきます。	子育て健康課
② 交流活動の促進	ひとり親家庭間相互の親睦と協力の促進を図るため、県の母子寡婦福祉会を通じた広報、啓発を実施します。	子育て健康課



第5章 子ども・子育て支援事業の推進

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定にあたっては、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し設定することとされています。

本町は、その地理的条件から、全町からの教育・保育の利用が可能であるため、町全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。

2 教育・保育事業の量の見込み、確保方策

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・保育所の利用実績などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。それをもとに、「量（利用者数や利用日数等）の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された認定区分ごとに設定します。

■現状

本町の教育・保育施設については、第2期計画期間に認可保育所が1つ増え、幼稚園1園、認可保育所4園が設置されています。待機児童については、全ての施設で定員内となり、町外の保育所利用者もいるため、年度当初においては発生していない状況です。

また、近年の幼稚園利用者は、町外の幼稚園の利用も令和4年度以降なく幼稚園自体の利用も少なくなっており、より保育需要が高まっている状態です。

■量の見込み

過去5年間の利用実績と人口推計に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

保育を必要とする2・3号認定児童については、今後の人口は緩やかな減少が見込まれていますが、近年の出生数や利用状況を考えると特定の年度で増減がありますが、一定の状況で推移する見込みとなります。

保育を必要としない1号認定については、近年の利用状況や保育需要により3人程で推移する見込みとなっています。

■確保方策

1号認定については、近年の利用状況が低下していることから今後も同数の利用で推移して、町立幼稚園の定員数の範囲内となることが見込まれます。

2号認定については、計画期間における直近の出生状況から5～6人の変動が予測されますが、利用者の最大見込み人数が令和7年度の136人となり、町内の保育所の利用定員総数が177人であることから、定員の範囲内に収まると見込まれます。

3号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和8年度の91人（0歳児：9人、1，2歳児：82人）で、現在の保育利用定員は123人（0歳児：29人、1，2歳児：94人）であることから、定員の範囲内に収まることが見込まれます。

今後も、供給不足が発生しないよう、ニーズへの対応を図ります。

■「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

認定区分		1号	2号		3号			計	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳		
		教育	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外					
令和7年度	①量の見込み		3	136		9	40	37	225
			0	136					
	②確保方策	幼稚園	35						35
		保育所		0	177	29	46	48	300
		認定こども園		0	0	0	0	0	0
		特定地域型保育				0	0	0	0
		計（供給量）	35	0	177	29	46	48	335
供給量の過不足（②－①）		32	0	41	20	6	11	110	
令和8年度	①量の見込み		3	130		9	40	42	224
			0	130					
	②確保方策	幼稚園	35						35
		保育所		0	177	29	46	48	300
		認定こども園		0	0	0	0	0	0
		特定地域型保育				0	0	0	0
		計（供給量）	35	0	177	29	46	48	335
供給量の過不足（②－①）		32	0	47	20	6	6	111	
令和9年度	①量の見込み		3	135		9	39	42	228
			0	135					
	②確保方策	幼稚園	35						35
		保育所		0	177	29	46	48	300
		認定こども園		0	0	0	0	0	0
		特定地域型保育				0	0	0	0
		計（供給量）	35	0	177	29	46	48	335
供給量の過不足（②－①）		32	0	42	20	7	6	107	
令和10年度	①量の見込み		3	130		9	38	42	222
			0	130					
	②確保方策	幼稚園	35						35
		保育所		0	177	29	46	48	300
		認定こども園		0	0	0	0	0	0
		特定地域型保育				0	0	0	0
		計（供給量）	35	0	177	29	46	48	335
供給量の過不足（②－①）		32	0	47	20	8	6	113	
令和11年度	①量の見込み		3	135		9	38	40	225
			0	135					
	②確保方策	幼稚園	35						35
		保育所		0	177	29	46	48	300
		認定こども園		0	0	0	0	0	0
		特定地域型保育				0	0	0	0
		計（供給量）	35	0	177	29	46	48	335
供給量の過不足（②－①）		32	0	42	20	8	8	110	

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域の子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況から、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

（1）時間外保育事業（延長保育事業）

時間外の保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

■現状

町内の公立保育所1園と私立保育所3園で18時から19時までの1時間の延長保育を実施しています。

■「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人、か所）

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	102	108	108	108	108	108
②確保方策	108	108	108	108	108	108
②—①	6	0	0	0	0	0
実施か所	4	4	4	4	4	4

■確保方策の考え方

町内の保育所（4園）全てで実施され利用されています。現在の体制で対応できる見込みです。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労などの理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、適切な環境を与えて生活指導を行い、児童の安全かつ健全な育成を図ることを目的とする事業です。

■現状

町内 1 施設で 3 クラブを実施しています。低学年を中心に利用され、令和 6 年度の利用者（実績見込み）は 100 人となっています。

■「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人、か所）

		令和 6 年度 (実績見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1 年生	33	33	33	33	33	33
	2 年生	34	31	31	31	31	31
	3 年生	24	21	21	21	21	21
	4 年生	9	14	14	14	14	14
	5 年生	0	3	3	3	3	3
	6 年生	0	1	1	1	1	1
	合計	100	103	103	103	103	103
②確保方策		120	120	120	120	120	120
②—①		20	17	17	17	17	17
実施か所		3	3	3	3	3	3

■確保方策の考え方

引き続き、供給不足が発生しないよう、ニーズへの対応を図ります。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。

基本指針の見直しにより、レスパイト・ケア^{※1}と併せて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子や、保護者の育児放棄や過干渉等により、自ら一時的な利用を希望する児童等についても、本事業の活用が可能となっています。

※1：レスパイト（respite）は英語で「休息」を意味し、養育や介護を行っている方が、一時的に離れて休息を取れるよう支援を行うことです。

■現状

町内には受入れ施設がありませんでしたが、令和6年より中津市の児童家庭支援センター「和（やわらぎ）」にて受入れを開始しています。令和6年度の利用者（実績見込み）は24人日となります。

■「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人日^{※2}、か所）

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	24	36	36	36	36	36
②確保方策	24	36	36	36	36	36
②－①	0	0	0	0	0	0
実施か所	1	1	1	1	1	1

※2：「人日」とは、利用人数に利用日数を乗じた数のことです。

■確保方策の考え方

令和6年度途中から開始した事業で、令和7年度からは利用期間が12か月間となるため、利用者の増加となります。今後の動向を注視し、ニーズへの対応を図ります。

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業で、「子育て支援センター」、「子育て広場」と呼ばれることもあります。

■現状

吉富町子育て支援センターで実施しています。

■「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人回／月、か所)

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	13	13	13	13	13	13
確保か所	1	1	1	1	1	1

■確保方策の考え方

子育て支援センターの利用状況から見込みを行っており、同数となることから、現状で対応できる見込みです。

(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児に対する一時預かり）

幼稚園での預かり保育（通常の教育時間前後や休日、長期休業期間中に預りを行うこと。）に相当する事業です。

■現状

町内の幼稚園では在園児に対する一時預かりは実施していません。

■「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人日、か所）

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0	0
②—①	0	0	0	0	0	0
実施か所	0	0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

吉富幼稚園利用者については、町内保育所の一時的保育の利用を想定し、幼稚園における在園児に対する一時預かりの量の見込みは0と設定しています。そのため、計画期間中の事業実施予定はありません。

(6) 一時預かり事業（その他、保育所等での一時預かり）

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預りを行う事業です。

■現状

町内の認可保育所 1 施設で実施しています。

■「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人日、か所）

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	23	23	23	23	23	23
②確保方策	23	23	23	23	23	23
②—①	0	0	0	0	0	0
実施か所	1	1	1	1	1	1

■確保方策の考え方

過去3年間（令和3年度～令和5年度）の利用量の平均値で見込まれており、現状で対応可能の見込みです。

(7) 病児保育事業

児童が病気となった場合に、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

■現状

令和6年度末まで東病院付設の病児保育ラビットで受け入れてきましたが、令和7年4月より上毛町のこうげクリニックでの広域利用となります。福岡県事業により令和5年度から無償化され利用数が増加（令和4年度：42人、令和5年度：105人）しており、令和6年度（実績見込み）は110人となります。

■「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人日、か所）

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	110	110	110	110	110	110
②確保方策	110	110	110	110	110	110
②—①	0	0	0	0	0	0
実施か所	1	1	1	1	1	1

■確保方策の考え方

同数程度で見込まれており、対応可能の見込みです。

(8) 子育て援助活動支援事業（就学後）

乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業です。

■現状

事業は、小学生の放課後の預かりを対象としたものですが、本町では子育て援助活動支援事業自体、未実施となっています。

■「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人日、か所）

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0	0
②—①	0	0	0	0	0	0
実施か所	0	0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

計画期間中の事業実施予定はありません。

(9) 利用者支援事業

児童及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育や一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

また、第2期計画時には「母子保健型」とされていた事業が、その設立の意義や機能は維持した上で「こども家庭センター型」へと変わり、母子保健と児童福祉の担当課が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援や虐待の予防などの相談支援を行います。

■現状

令和6年4月からこども家庭センター「すくすく」を開設し、保健師や助産師、子ども家庭支援員等が、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目なく、一体的な支援を行い、子育て応援機関と連携して、必要に応じた関係機関への紹介を行うなど、相談支援を行っています。

■「量の見込み」と「確保方策」

(単位：か所)

		令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量 の 見 込 み	基本型・特定型	0	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
	合計	1	1	1	1	1	1
②確保方策		1	1	1	1	1	1

■確保方策の考え方

引き続き、子育て支援拠点事業等と連携しつつ実施します。

(10) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、町が妊婦健康診査に係る費用を負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

■現状

新規母子手帳交付の方には14回分の妊婦健康診査補助券を発行し、転入の方には、妊娠週数に応じて必要回数分を発行しています。

■「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人、人回)

		令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	対象者数	35	35	35	35	35	35
	健診回数	490	490	490	490	490	490

■確保方策の考え方

母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査補助券を併せて交付します。

(11) 低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業

低所得妊婦の経済的負担の軽減を図るため、町が初回の産科受診に係る費用を負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するとともに把握した妊婦について必要な支援が提供されるよう関係機関との連携を図ることを目的とする事業です。

■現状

令和7年度からの新規事業として事業内容について周知を行い、対応が必要な場合は、事業の実施に努めます。

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行う事業です。

■現状

生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児ストレス・産後うつ等様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげています。

■「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	56	56	56	56	56	56

■確保方策の考え方

乳児のいる家庭を訪問し支援を継続します。

(13) 養育支援訪問事業

支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助などを行う事業です。

■現状

家庭及び地域における養育機能が低下し、養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、家庭訪問を行い、安定した養育ができるよう継続的な支援を行っています。

■「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	22	22	22	22	22	22

■確保方策の考え方

様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して継続して訪問し支援を行います。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき食事の提供に要する費用及び、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■現状

本町では、所得などの条件を満たす世帯のこどもに対して、副食費等の補足給付を行っています。

■確保方策の考え方

継続して実施します。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

■確保方策の考え方

国の実施要綱等を踏まえつつ、地域の教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施について検討します。

(16) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て支援等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

■確保方策の考え方

事業について周知を行い、対応が必要な場合は、事業の実施について検討します。

(17) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

■確保方策の考え方

事業について周知を行い、対応が必要な場合は、事業実施について検討します。

(18) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とします。

■確保方策の考え方

事業について周知を行い、対応が必要な場合は、事業実施について検討します。

第6章 計画の推進にあたって

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画が一体となった計画であり、すべてのこどもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し、計画を推進します。

(2) 関係機関・団体との連携

計画の実現にあたっては、行政だけでなく、吉富町全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが求められています。そのため、町内の子育て支援に関わる保育所、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

(3) 情報提供・周知

本計画について、窓口やホームページ等での計画本編の公開等により、周知を図ります。また、町内の多様な施設・サービス等の子ども・子育てに関する情報を、広報紙やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、町民への周知・啓発を図ります。

(4) 周辺市町村や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運用を図るためには、こどもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業が円滑に供給される必要があります。

その中で、保育の広域利用、障がいのある児童への対応等、町の区域を超えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県との連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2 計画の進捗管理・評価

本計画については、子育て健康課が中心となって、毎年進捗状況を把握・点検し、「吉富町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容について、特に第5章における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」に関しては、国の制度や町内施設の状況の変化に伴い、大きく変動することも想定されることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

資料編

1 吉富町子ども・子育て会議条例

平成25年12月18日条例第27号

改正

令和元年12月19日条例第20号

令和5年3月6日条例第1号

吉富町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、吉富町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 福祉関係機関
- (2) 保健医療関係機関
- (3) 教育関係者
- (4) 児童福祉施設関係者
- (5) 学童保育関係者
- (6) 学識経験者
- (7) その他町長が特に必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て健康課において行う。

(報酬)

第9条 子ども・子育て会議委員の報酬は、特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第47号）で定めるところによる。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月19日条例第20号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月6日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 吉富町子ども・子育て会議委員名簿

備 考	氏 名	役職名	区 分
	是 本 豊 彦	吉富町社会福祉協議会長	福祉関係機関
	佐伯 フジエ	民生委員協議会主任児童委員	
	宇 佐 和 美	民生委員協議会主任児童委員	
	佐矢野 義博	町内医療機関医師	保健医療関係機関
	中 山 啓 井	町内医療機関歯科医師	
	一 木 剛	吉富町教育委員	教育関係者
	大 木 秀 一	吉富小学校長	
	高 尾 広 篤	吉富こどもの森園長	児童福祉施設関係者
	佐々木 紘義	昭和保育園長	
副委員長	三 笠 香 織	わかば乳児保育所長	
	浅尾 恵美子	つくしんぼ保育所園長	
委員長	恒 成 達 也	吉富町商工会	学識経験者
	山 本 定 生	町議会議長	
	矢 岡 匡	町議会副議長	
	岩 谷 和 久	吉富小学校PTA会長	
	別 府 真 二	吉富町未来まちづくり課長	
	石 丸 順 子	吉富町教務課長	

(任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日)

3 各種子育て相談窓口

機関名	実施内容	電話番号	相談日時
こども家庭センター (すくすく)	経験豊かな相談員が、子育ての不安やしつけ、児童虐待等の子育てに関する様々な悩み相談に電話や訪問で応じています。	0979-23-9900 0979-24-1133	月～金曜日 (祝日、年末年始除く) 8時30分～17時15分
子ども発達支援専門員 による相談	専門員(臨床心理士)が、幼児、児童、生徒におけるさまざまな問題や悩みについての相談を受け、専門的な支援や指導、助言を行います。	0979-22-1944	火曜日 (週1回) 9時30分～12時 13時～16時30分
吉富町子育て支援センター	子育て支援センターは、子育て中の家庭を応援する施設です。子育てに関する相談、子育て情報の収集と提供、また、育児講座の実施や子育てサークルの支援等、子育てについて一緒に考え、支援していきます。	0979-23-2178	月～金曜日 (祝日、年末年始除く) 9時～16時
吉富あいあいセンター (保健センター)	赤ちゃんから市民のみなさんの健康づくりを応援しています。各種健康診査や健康教育・健康相談・乳幼児健診・予防接種などの事業を行っています。	0979-23-9900	月～金曜日 (祝日、年末年始除く) 8時30分～17時15分
病児・病後児保育施設 (こうげクリニック内)	生後6か月から小学校6年生までのお子さんが、病期中・病気の回復期で集団生活が困難な場合に「一時預かり保育」を行うもので、保護者の「子育てと就労等の両立」を支援し、児童の健全な育成と資質の向上に寄与することを目的とします。	【登録】 子育て健康課 0979-24-1133 【予約】 こうげクリニック 0979-72-2028	火～金曜日 (祝日、年末年始除く) 8時30分～17時30分

第3期 吉富町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発 行 福岡県吉富町
企画・編集 吉富町子育て健康課
〒871-8585

福岡県築上郡吉富町大字広津 226 番地 1

T E L (0979) 24-1133

F A X (0979) 24-3219

URL <http://www.town.yoshitomi.lg.jp>